

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

産業振興課長（滝内久生君） それでは、議第79号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の8ページをお開きください。

下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、使用料の見直しを行い、集落排水事業の経営健全化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

田牛の漁業集落排水事業は、平成7年4月1日に供用を開始し、12年余を経過し、現在に至っております。集落排水事業は、下水道施設と類似した施設であり、汚水処理に要する維持管理の100%を使用料で賄うことが原則と考えております。これまで管理経費の縮減など、健全な運営に努力を重ねてまいりました。しかしながら、現行の使用料収入では、汚水処理費用の42%を賄っている状況で、これを100%に少しでも近づけたく、使用料を見直すものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをお開きください。

今回改正いたしますのは、条例第16条使用料関係の別表を改めるものでございます。左側、奇数ページが改正前、右側、偶数ページが改正後で、アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

基本使用料10立方メートルまで「680円」を「900円」に、超過使用料10立方メートルを超え、20立方メートルまで「78円」を「100円」に、20立方メートルを超え、50立方メートルまで「87円」を「110円」に、50立方メートルを超えるもの「97円」を「120円」に改めるものでございます。

今回の改正による使用料の平均改正率は26%でございます。

説明資料の13ページから19ページには、改定内容、収支状況、年度別汚水量の推移グラフ、年度別収支状況の推移グラフ、使用料比較表、改正後の収支、起債の償還計画表を添付してございますので、後ほどごらんください。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、1項として、この条例は平成20年4月1日より施行するものでございます。

2項、3項は、田牛地区が奇数月隔月検針でありますことから、経過措置をうたっております。

2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している平成20年5月に排除汚水量の算定を受ける者の使用料の額は、当該算定により算定された排除汚水量に2分の1を乗じて得たもので、この条例による改正前の下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定（以下「旧条例の規定」という。）及びこの条例による改正後の下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定（以下「新条例の規定」という。）により算定した額の合計額とする。この場合において、排除汚水量に2分の1を乗じて得たものに1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げたものを旧条例の規定に適用し、これを切り捨てたものを新条例の規定に適用するものでございます。

3項、施行日前から継続して使用している者で、平成20年5月に排除汚水量の算定を受ける前に排除汚水量の算定を受けるものの使用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 田牛地区の集落排水は、田牛川が大変きれいになって、地域でも喜ばれていると思うわけであります。

しかし、この集落はご案内のように、限界集落と言ってもいいような状態、65歳以上の方が半数以上暮らされているという、こういう集落でもあると思うわけです。横の分譲地が田牛1区、そこを除いて旧集落で考えると、そういうことが言えると思います。ますます、そういう意味では若い人、出生率が低いわけですから、世帯が減っていくと、96世帯で100%の加入だと。

こういうことになりますと、一方的に値上げで対応していくということではなくて、いかにこの経費を切り詰めて、しかも経費のかからないシステムをつくり上げていくかと、こういうことが必要かと思うわけですが、その点について健全な運営のために平成7年から今日まで、健全経営、経費の効率化のために努力をされてきたと、こういう発言でございますが、具体的にどのような効率化を図ってきたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 関係説明資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

これが田牛集落排水事業の年度別の収支の状況でございます。ちょっと色が白黒でわかりにくいと思いますがけれども、維持費については平成7、8、9年あたりから平成14年以降、15年からかなり減らしてきております。状況につきましては、集落排水の支出の中身でございますけれども、人件費が計上されておられません。それで、残りは決算でもご説明申し上げましたけれども、電気料、それから集金等の集金管理の田牛部落への委託料、それから汚泥関係、機械設備関係のメンテの委託料というものが主でございます。

それで、委託料につきましては、事あるたびに現在、請け負っております会社等にも、再度中身の検討をしてくれということで現状に至っております、かなり減ってきているということでございます。

それから、もう一つ、維持管理の中に機器類のメンテがございます。供用開始して12年余りですけれども、本来なら機器更新をしなければならぬ部分もございますけれども、何とか簡単な修繕で済むように努力を重ねてきて、かなり維持管理の面では減ってきております。そういう努力をしてきてまいりました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 1つは、この徴収を部落の人たちをお願いをしたと、あとは管理をしている業者の単価を切り下げるなり、契約を切り下げると、こういう努力をしてきたという話であったという具合に理解をするわけですが、それだけの努力では不十分ではないかとい

うような気がするわけです。

そういう点では、やはり管理ということであれば、役所もつくったのは、それは産業振興課の方かもしれませんけれども、一体的な管理を進めていくということが今必要だろうと思うわけです。上下水道課ができて、しかもこの上下水道の下水道に類似する施設だと、このように言われているわけですので、役所当局としてもこれを一体的な上下水道課にあわせて管理する等の検討や努力がなぜなされなかったのかと、そのような検討は今後されていく必要があるかという点がもう1点であります。

それから、田牛の人たちにとりましては、大変公共料金的な側面を持っているわけですので、水道料の値上げとあわせて26%もの値上げというのはいかがなものかと。そして、この経営形態からいきますと、100%値上げしたところで維持費すべてを区民の人たちに出しなさいと、こういう見解も一方で持って、そのうちの60%だから納得してくださいと、こういう論理を立てられているようでもありますけれども、やはりそのような論理の立て方というのはいかがなものかというような気がするわけでもあります。

そういう点で、田牛の人たちの了解を得るための手続、説明会とか、田牛の利用している方々の意見をどのように反映して、この値上げ案に盛り込んであるのかという点について、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 一体管理の必要性については、議員おっしゃるとおり、経費の節減に一步踏み出すためには、下水道との統合でしょうか、そういうことも一つの案として課内でも検討をされてきております。将来見据えて一体化して、管理等も多少削減できるのではないかとということで、その点については今後の課題だというふうに考えて、担当課でも常々話をしております。将来的には、そういうふうに持っていきたいなというふうには考えております。

それから、田牛の部落の方にですけれども、集中改革プランのメニューに載っているものでございます。使用料、手数料の見直しということで、集中改革プランに載っておりますので、昨年来、4集落の収支状況をお話をいたしまして、将来的には料金改定が必要になりますよというお話はさせてもらってきております。

その中で、今回ほかの方も横一線ですので、関連してお話しまして、やむを得ないと、どうぞやってくださいというお話ではございませんので、やむを得ないというご返事をいただいております。

それから、田牛区の方のお話につきましては、役員会等で内容を区長さんにお話してありますので、区長さんの方から概略については説明していただきました。担当課の方も行きましようかというお話を差し上げたんですけども、それはいいと。最終的に、決まった段階で説明をしていただければいいと、そういうご返事いただきましたので、特にこちらの方から説明は行っておりません。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 田牛区の区長さん、あるいは役員には話を通じてあるということですが、よく5つの、いつ、どこで、だれが、どのように話したかと、やはりこういう答弁をいただきたいと思います。ただ話したというだけではなくて、いつ、どういう場所で、どういう手だてをとって、この区民の人たちの利用者の了解を得ているんだと、あるいは得ていないんだと、明確な答弁をお願いをしたいと思います。

それから、この15ページの田牛集落排水事業の年度別汚水量を見ますと、16年度が9年度と同じくらいに若干上がっておりますが、その後、この汚水量も低下をしていくという具合に見られるのではないかと思います。どのように見ているのかと、汚水量そのものが先ほど言いましたような限界集落ということであれば、観光客が迎えられなければ、汚水量はどんどん減っていくと、そこに住んでいる人たちだけのことを考えますと減っていくと、こういう想定がされると思うわけです。

そういう中で、一方的な値上げというのはいかなるものかというような疑問も出てこようかと思いますから、当局としてこの有収汚水量でしょうか、あるいは全体の汚水量、不明水につきましては下がり勾配で上手に運営されているという傾向が読み取れるわけですが、こちら辺の解析といいますか、理解をどのようにされているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 申しわけございませんけれども、いつ、どこで、どのようにと、相手方はだれだというのは、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。すみません。

それから、汚水量の減少につきましては、もう議員もご存じのとおりだと思いますけれども、昨今の経済状況、民宿客が減っているということで、汚水量がかなり減っているかと思えます。

それから、戸数が転居される方もいらっしゃいますので、そういう形で減っていると思います。

今回の改定につきましては、当初、全体汚水量の20%を不明水として算定されておりました。実績から、今回は20%もありませんので、10%を不明水としております。若干、その辺の遺漏があると思いますけれども、そういうことで計算は20%から10%に落しております。これは実績がありますので、ちょっとこれをどうしてももとどおりの20%というわけにはいきませんので、その辺は10%ということで算定させていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番、最後です。

1番（沢登英信君） 今回の値上げで総枠、この資料によりますと62万2,000円の引き上げということと思いますが、そういう額でよろしいか、確認をしたいと。

それと、それにあわせて、一応この維持管理費だけを使用料にお願いをしたいという見解のようではありますが、十数年たってきて、先ほども言いました機器の更新というようなことが当然出てこようかと思うわけです。新たな修繕費、投資が必要ということも予想されると思いますが、その点についてどのようにお考えになっているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 今回の改正によりまして、使用料の増額につきましては、約60万円ほどを算定させていただいております。今現行、大体290万、それが350万というような想定をしております。

それから、機器の更新でございますけれども、前にも本会議で答弁をしたと思いますけれども、今全体の田牛以外の漁港整備を今執行中でございますけれども、それが平成23年に計画が終了します。したがって、今の財政状況から、平成24年以降に機器更新を執行したいということで、23年あたりに基本的な計画を作成いたしまして、24年から執行したいというふうに担当課としては考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第80号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 議案件名簿の10ページをお願いします。

それでは、議第80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、下水道使用料を値上げし、下水道事業の経営健全化を図るとともに、少なくとも汚水処理に要する維持管理費の原価回収を賄うためでございます。

それでは、説明資料の22ページの方をお願いします。

改正の理由ですが、平成4年5月供用開始から15年目を迎えました。平成18年度末における人口普及率は42.6%で、5年後の平成23年度末には45%にする計画になっております。平成17年度末の静岡県の平均の51%も下回っております。いまだ建設途上にある下水道事業において、その施設建設には巨額の経費が必要となります。その財源は国庫補助金のほか、大部分が起債による借り入れによる借入金であります。

当市では、平成8年度から資本費平準化債の通常分を借り入れし、平成18年度で通常分の資本費平準化債は終了し、平成19年度からは拡大分の資本費平準化債を借り入れしております。施設の維持管理費や経費の節減など、効率的な運営に努めているものの、事業の推進に伴う施設の維持管理費、さらには企業債利息に現金の返済など、資本費を合わせた管理運営費は増加し、これに伴う一般会計からの赤字補てんも増大している現状であります。

こうしたことから、平成13年度からは下水道使用料の徴収については、上下水道料金として当時の水道課に委託し、徴収に係る人員を1人減じ、平成18年度からは包括的民営委託にし、維持管理業務に係る人員を1名減じ、今年度から水道課と統合し、上下水道課として1係として5名体制で事業を執行しております。

改正に当たっての基本的な考え方は、下水道法第20条、これは使用料でございます。第2項第2号に能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであることと定められております。下水道使用料については、少なくとも汚水処理に要する維持管理費の100%を賄いたいと思っております。

次に、改正の内容でございます。財政計画期間は平成20年度から3年間、現行料金の財政計画は平成14年度から19年度、平均改定率は平成18年度調定1立方メートルの使用料「113円」を「133円」に17.6%アップするものでございます。

また、平成18年度の処理単価は1立方メートル当たり151円となっており、処理単価の方が実際には高くなっております。

ここで、公的資金保証金免除繰上償還の起債借り入れ率が5%以上の高利率の起債を平成19年度は7%以上、平成20年度は6から7%、平成21年度は5から6%、3年間限定で民間機関からの借り入れで借りかえができることとなります。

ちなみに、政府資金の元金は17億6,100万円、この金額を3%で民間金融機関から借りるなら、約4億1,000万円もの利息が軽減できます。また、公営企業金融公庫の元金は約7億2,000万円で、この金額を3%で借りかえますと、約1億4,400万円もの利息が軽減され、下水道事業全体では5億5,500万円もの経費が軽減できます。

次のページをすみません、お願いします。

工事費の予定額及び予定財源でございます。19年度の予算額を見てもらいますと、管渠費9,647万1,000円、処理場・ポンプ場費8,700万円、建設費計が1億8,347万1,000円、起債償還額9億3,253万5,000円、維持管理費1億4,586万2,000円、その他2,784万6,000円、合計12億8,971万4,000円となっております。このように見まして、平成24年までを作成しております。

次に、19年度の予定財源の内訳は、建設費が国費6,180万円、起債8,120万円、市債3,302万5,000円、受益者負担金744万6,000円、計1億8,347万1,000円、維持管理費及び起債償還金の内訳は、使用料1億3,100万円、市債9億7,524万3,000円、うち平準化債として2億1,450万円、計11億624万3,000円、合計で12億8,971万4,000円となっております。予定額と同じように、平成24年まで記載されておりますので、見てください。

次のページをお願いします。

下水道事業の収支状況でございます。上から5行目、使用料単価でございます。平成18年度決算では1立方メートル当たり112円70銭、19年度では111円80銭、下段になります。20年度は132円50銭。6行目の処理費単価でございます。18年度決算では1立方メートル当たり151円、19年度は水道課と下水道が統合され上下水道課になり、3人が減ったことにより124円と処理単価が下がっております。20年度では131円20銭になります。この表が22年度まで作成してあります。20年度を見ますと、使用料単価が処理単価を上回っているのがわかりま

す。こうなると、維持管理費が100%使用で賄えることとなります。

次のページをお願いします。

現行と改定の使用料でございます。10立方メートルまでは基本料金でございます。税込みで現行料金が840円、改定料金が1,050円、210円のアップとなります。一般家庭平均使用料は20立方メートルであります。現行料金が1,785円、改定料金が2,310円、525円のアップとなります。

次のページをお願いします。

一般会計繰入金計算書でございます。料金を改定した場合、繰入金は平成20年度で7億1,904万9,000円、改定しない場合は平成20年度で7億4,883万5,000円、2,978万6,000円の軽減となります。繰入金計画書では、繰入金の公営企業健全化と料金改定としたときの繰入金の比較が載っております。

次のページをお願いします。

事業費及び財源調書でございます。収入の部でございます。合計で国庫補助金が81億65万円、起債が一般・特別と臨特分で103億5,900万円、受益者負担金が3億9,698万円、使用料が10億4,558万円、繰入金が110億5,816万円、その他12億2,952万円となっております。

支出の部でございます。合計で公共事業費が158億3,790万円、単独事業費が37億2,589万円、事業費計で195億6,379万円、公債費で元金39億7,706万円、利子が69億2,684万円、公債費計で109億390万円、維持管理費で18億3,607万円、その他で22億4,008万円でございます。

次のページでございます。

下水道事業債元利償還金計画でございます。合計欄の19年度を見てもらいますと、元利償還金は9億3,243万円に平成20年度が9億4,136万円、平成21年度が9億5,453万円、平成22年度が9億3,584万円、平成23年度が9億1,046万円となっており、平成21年度をピークに平成22年度から減り始めているのがわかると思います。

次のページでございます。

流入汚水量と汚泥量でございます。これについては後ほどごらんいただきたいと思います。

資料の20ページに戻っていただきまして、説明資料の20ページをお願いします。左側が改正前、右側が改正後でございます。

下田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

第14条第1項の表中、左の表が現行料金で右側の表が改定後の料金でございます。10立方メートルまでの基本料金「800円」が「1,000円」、超過料金の10立方メートルを超え20立方

メートルまでの「90円」が「120円」、20立方メートルを超え50立方メートルまでの「100円」が「130円」、50立方メートルを超え100立方メートルまでの「120円」が「140円」、100立方メートルを超え200立方メートルまでの「130円」が「150円」、200立方メートルを超えるもの「140円」を「160円」に改めるものでございます。

議案件名簿の11ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。

2項、この条例の施行日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している者の使用料の額は、この条例による改正後の下田市下水道条例第14条第1項の規定（以下「新条例の規定」という。）にかかわらず、施行日以後最初に行われる排除汚水量の算定（5月に算定されるもの（以下「5月算定」という。）を除く。）によって算定される排除汚水量に係るものについては、なお従前の例による。

3項、施行日前から継続して使用している5月算定を受ける者の使用料の額は、5月算定により算定された排除汚水量に2分の1を乗じて得たもので、この条例による改正前の下田市下水道条例第14条第1項の規定（以下「旧条例の規定」という。）及び新条例の規定によつて算定した額の合計額とする。この場合において、排除汚水量は2分の1を乗じて得たものに1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げたものを旧条例の規定に適用し、これを切り捨てたものを新条例の規定に適用するというものでございます。

以上、大変簡単ですが、議第80号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） 私の所属いたします委員会のことで、詳しくは委員会でやりたいと思いますが、先日、市長も言っていたように、議会と当局が両輪になって市民に積極的な理解をいただくと、そういう発言がございましたもので、ここにいらっしゃる皆さん方の共有の認識として、またこれを議会を通じて市民が知り得る、そういう理解を深める、認識を高める、共有するという観点からも、若干お聞かせをください。

この公共料金の値上げに関しましては、審議会等々で議論をされ、この答申を受けての値上げの改定であろうかと思いますが、その値上げの答申に、この答申に至るこの間に下水道の持つ理念的な観念、そういうものの議論がなされたのか。

それから、未収入金、18年度決算で1,800万円、それらの対応はどうあるべきかとの議論があったのか。

そして、人口割60数%、世帯で見ますと50数%のパーセントという加入率に対し、その接続率の向上にどう対応していくかの議論がなされたのか。

また、この改定による市民の抱く不公平感、どう対応していくかの議論。

また、包括事務委託等によって、業務に専門的な知識を持つ職員がいなくなるという危惧を私抱いておりますが、その辺の議論。

また、大口利用者の負担増に、県下でも平均的に見ますと、一般家庭で見ますと、私の計算間違っているかもしれんけれども、980円ちょっとくらいの平均で1,000円ということで、その後の大口利用者の分が大変突出して高く感じますもので、その辺の議論がどうだったか。

それから、この計画区域で50%を切るという、残された地域、河内、蓮台がの対応、その施行等々についてどのような議論がなされたのか。

それで、もし議論がなかったら、当局としてはどういう方向性でどういう感覚を持っていらっしゃるのかお聞かせをください。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 公共料金審議会の中において、下水道の持つ役割については、一応、処理場を委員の方と一緒に見に行きまして、実はその処理の過程でBODの話でいきますと、設計では200という数字になっているんですけども、実際には180ぐらいで入ってきていると。そのものは、放流水の話になるんですけども、放流水が今は海なものでCODで換算して放流しているわけなんですけれども、この数字がかなり低いもので、委員の方は何か、こんなに水がきれいになるのかというような形の中で、驚いていた方もおいでになりまして、下水道の持っている意味そのものについて話がありまして、委員の方の中にはこれから将来の話で、世代の方もおりますもので、一応、下水道の接続についてはみずからお父さんに接続しなさいとか、そういう話の仕方をされてた委員の方もいました。下水道の理念というのは、海をきれいにする、環境の話が一番の問題だと思っております。

未収金の問題については、かなり激論がありまして、実は今どういう状態で集めているのかということがありました。未収金については、前にもこの議会の方でお話しているように、かなりの金額がありまして、今うちの方としては専門的に1人、料金を集めるのを担当を置いているというようなことで、かなり今向上してきていると。未収金もかなり減ってきているというようなお話をさせていただきました。

この中において、今水道の給水停止を月に50件程度を目標にやっております。もうかなり水道はとまるものだというような意識のものがあらわれております。実際に、この中でとめた中においては、実際に今、水道をとめると、すぐに反応がよくて、お金払うから開けてくださいというような形で、事前にかなりきております。

それと本当の、水道料金が滞納しているんですけれども、なかなか支払えないというような方もおまして、そういう方も1,000円とか、そういう単価で少ないんですけれども、一応納めに来るといような現状でございます。

未収金については、各委員から、もっと積極的にお金を集めろというお話がありましたもので、これからも手綱を緩めずに、給水停止をやっていきたいというように考えております。

それから、不公平の話は私の方から一応、皆さんとおのこの考え方は違うかもわかりませんが、下水道料金は全部使用料で賄うのが原則だというように考え方を持っております。今、料金について、先ほど使用料と処理料の単価のお話をちょっとさせていただいたんですけれども、使用料に対して処理料の方が高くなっておまして、その中には一般財源を入れていると。一般財源というのは、税金をそこへ入れている話になりますもので、こういうものについてなるべく使用料で賄いたいというようにお話をさせてもらっております。

すみません、専門職の話がちょっとわからなかったんですけれども、後ほどまた。

〔発言する者あり〕

上下水道課長（磯崎正敏君） 専門職の話については、包括的な委託をしているという形で、実際に専門職がやっているわけなんですけれども、それと同時に包括的な委託の中に維持管理の契約履行監視業務というのを包括委託と同時に契約しておまして、これは本当の専門の委託業者でございます。委託といいますのは、その中で作業をするのではなくて、何と言ったらいいですか、そういう経過ですか、水質とか、そういうものを全部機械とかチェックする監視の業務の委託でございます。こういう専門的な方をお願いして一緒に業務をやっている、こういうようなおかげの中で、汚泥量の話はしませんでしたけれども、包括的な委託をやったと同時に、この専門職と委託の業者と話し合いをして、残水率の話を何%までなら下げれるとか上げれるとかという話がありまして、その辺をやったおかげで汚泥量がかなり減ってきているというようにあります。これから、一応もうこういう状態になっておりますもので、こういう専門職の方の委託をやっていきたいというように考えております。

それから、河内、蓮台寺の接続の話であります。すごくこれ難しい話で、私の考えでよければ、私の考えを述べさせてもらっても構わないですが、実は今下水道とても大きな岐路に立っています。といいますのは、処理場が今2分の1系列ができていまして、あと2分の1系列をつくらないと、下田市の今の全部の計画が入らない状態になっております。この処理場の形のものがこれから下水道会計につきましても、公営企業にしていけないと経営の健全化という形の中からいけば、先が見えない形になるのではないのかなというような形を思っております。こうなると、企業会計としての特性として、どこまでなら処理区域内の中で限度として、どこまでなら何とかとんとんぐらいでいけるというようなものがあると思うんですよ。それについては、処理区内の人口密度というんですか、その人口密度でもって換算していけば、ある程度のものについては、ここの辺が下水道がやるようなところになるのかというような形のものが見えてくると思うんです。

そのほかのものについては合併浄化槽とか、そういうものを奨励していきながらやっていったらというような考え方を持っています。といいますのは、これをどんどん進めることによって、あと2分の1系列をつくらなければいけないという大きな問題点も出てきますもので、この辺をしっかりと議論していかなければいけないと。今回、一応来年から認可変更を今やっているんですけども、来年から区域を拡大しない認可変更を5年間続けて、処理場のポンプ場とかの維持管理用の計器を直していくというような形を考えております。この中で、この辺の議論はしていかなければいけないのかなという岐路に立っているなということだと思います。

以上です。

〔「値上げ幅」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（磯崎正敏君） この値上げ幅については、全国平均の平均値と思ってもらえればいいと思います。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） おおむね流れはわかりました。環境にも大変配慮された議論もなされたということで、ほっとしております。環境基本条例をつくりながら何もしないという、市にとってはなかなか結構な積極的な議論をしていただいたと感謝をいたします。下水の持つ全くの理念的なものの基本は、私そういうところにあると思いますので、環境対策課に課を移しなさいというのが私の持論だったものですから、よろしく。

下水の業としての観念でございますが、今この料金の改定率、幅の件に関しまして、どこ

でいただいたのか知らんですけれども、県下平均の料金出ている表がございまして、ここで見ますと大口の方がずっと割高になっている感じがいたしますので聞いたわけです。

例えば、5,000立米、79万8,000円、低いところだと40万円台、こういうような料金の設定になっていますし、先般、某議員さんの報告にもよりますと、月で10万強の値上げになると折り込みがございました。そういうところで、その影響度ということで、どういう議論があったのかとお聞きをしたわけでございます。

特にまた、この大口の使用者というのは、基本的にはホテル関係で、また支払いも滞る部分でもあろうかと思えますもので、その辺で何がしかの配慮がなされなかったものかなというように思っています。

それから、包括事務委託の件は、やはり何かのときに自前でいろいろなことが点検等々も含めましてやれるというのが私は必要ではないかと思えますもので、またこれは細かくは議論させていただきます。

そしてまた、蓮台寺、河内部分ですが、2分の1系列等々の話もございしますが、この計画区域内において過去いろいろなところで制限が加わった部分に対する説明等々の話。

それから、もう1点お聞きをしたいんですが、この滞納なんかの5年等々の時効というのはございしますか、未収の、その辺わからない。それをちょっともう一度、蓮台寺の部分の計画区域でいろいろな規制を受けた部分に対する説明等々の問題、そのところです。お願いできますか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） ホテルの問題なんですけれども、基本的には水道も下水道も従量制という形のものをとってございまして、水をいっぱい使うところほど料金が高くなるというような形になります。といいますのは、基本的には定住人口だけの人口でいけば、定住人口だけの施設をつくれればいいという形のものがあります。

ただ、夏期型観光地であるもので、お客さんが入ってきて旅館等がかなり水を使うとか、そういうような状況になりますと、定住人口の方々が使用しているものよりも1.5倍以上の施設をつくらなければいけないという形で、普通の場合だと100%のものを150%のものにしていかないと、観光客が入ってきたときに、そのものが価値がないような形になってくると。最大の形のもので施設をつくるというのが今の形になっております。

今の施設についても、観光人口を含めた施設でつくっているわけなんですけれども、このものについて、ではどこがあのやつを負担するのかという話になりますと、やはり水をい

っぱい使っているところの方々がここのお金を負担していただくというのが、この料金設定の一番のものの考え方だという形で思っております。

蓮台寺、河内の説明については、先ほどまだ議論をしなければいけないという話で、やはり役所の中でどういうスタイルにしていくのかというのは、これからもう半分つくったときにどれだけお金がかかるのかというものもありますもので、このものを全体的に見ていかないと、この辺の話はなかなかしづらいのかなという形で思っております。

下水道の場合は未収5年があります。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 使用料で処理料を賄う、それが足りない、今回の調整で値上げでございまして、片一方にまた大変有利な制度の変更というか、利息の軽減等々の話がございまして、国としてもこの下水が各地方が抱える大変大きな負担というものに平準化債、資本費及び元金分と、いろいろやってきてもなおかつ大変だと、その軽減策として今回の借りかえの話がきたと思います。その条件としての処理料を利用料で賄いなさいというようなことも聞いておりますが、その辺を1点と。

ただ、この下水の理念から申しますと、下水に受ける恩恵というのは、その利用者だけではない、市民全体が利益を受けている。私は、そういう点からは、一般財源から相当の負担をしてもいいという考えでございましたが、その辺の認識はいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 料金の適正化については、現在、使用している金額に、実は地方債の手引きというのがありまして、この中に繰り出し基準というのがあります。繰り出し基準には、下水道事業だけではなくて、ほかにもあるわけなんですけれども、この繰り出し基準によりますと、今の高資本費対策に要する経費というようなものがありまして、この中には2本立てで資本費の話と使用料の話が出ております。資本費については、大体100円くらいになっているんですけれども、うちの方では800円くらいありますから、もう全然クリアしておりますもので、問題ないんですけれども、使用料については有収水量1立方メートル当たりの使用料が132円以上というのがうたわれております。こういう中から132円を目途に今回の使用料の改定をさせてもらっております。これは基本的には、全国の平均並みの金額でございます。

私の考えているのは、建設工事、これは下水道は何といいますか、公共性がすごく高い施設であるというのが1つあると思います。建設工事に対するものについては、一般会計から

のお金をつぎ込んでもいいんじゃないかなという形では考えております。

それから、維持管理については、やはり使用料で賄うのが妥当ではないのかなというような形の中で、一般会計からの繰出金については建設工事を主力に、これをもっていくと、維持管理については使用料で賄うというような形の中でいくのがいいのではないかなという形で考えています。

議長（増田 清君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第80号の質疑を続けます。

5番。

5番（鈴木 敬君） お聞きします。

今回の下水道料金の値上げについて、一番大きな特徴といいますのは、料金値上げが市民のほぼ4分の1くらいの人たちの使用者というんですか、その人たちのところにかかっているというふうなことです。改正の理由によると、現在、普及率、人口比にして42.6%であると。42.6%は人口にすると大体1万1,000人くらいですよ、そのうちの接続率が戸数で60%っていないと、人口も約60%っていないとしても、大体7,000人弱の人たちが今現在、下水道に接続し、使用しているわけです。維持費、管理費も払っているわけです。その人たちは、接続するに当たり、60万、100万、あるいは100万以上の工事費をみずから負担しながら接続し、そして日々使用料も払っているわけです。そういうふうなところに今回料金値上げという、これが維持管理費のために使用者が負担せよと、先ほど課長は強調しておられましたけれども、維持管理費用は使用者が負担するんだというふうなのが原則であるというふうなことで、料金値上げは使用者が負担しなさいというふうな趣旨で、今回の料金値上げが上がったわけなんですけれども、余りにもこれだけの施設の維持管理費が年々ふえていく、それを使用者だけが負担しなさいというふうな論理というのは、ちょっと乱暴なのではないかというふうに私は思います。

改正の理由の中にありますよね、これら不足財源を安易に一般会計に依存することは、下水道利用者と未利用者との負担の公平を欠くことになりまうというふうな文言というのは、これは使用者のために使用していない人たちが負担しているんだから、これ以上の負担を使

用していない人に押しつけるなというふうな、そういうふうな意味合いで、何かしら使用者、下水道接続している人たちが何かしら悪いことをしているんじゃないかと、そこまでは思いませんが、何かそういうふうなニュアンスが非常に感じられて、そういうふうな考えで市がいるのかなというところは非常に私としては何か問題があるのではないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺のところの結局、先ほどの大黒議員の意見にもありましたように、下水道というのはもう市全体のために、海をきれいにするとか、それによって下田がこれから生きていく、成り立っていく、下田というまちが成り立っていく、そういうためにもぜひとも必要な施設であるわけですし、それで市民も、接続している人たちも、なげなしの金を負担しながら、そういうために接続しているというふうな面も、もっと言葉の中でも考慮してもらわないと、何かしらすごい接続しているのが悪者とは言わないんですけども、接続している者のためにこれから料金負担は、ほかの使用していない人たちに負担かけるのは困るみたいな、そういう書き方されると非常に問題があると思います。まず、この1点についてお考えをもう一度お聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） この考え方は、先ほども言いましたように、維持管理費については使用料で賄いたいというような形の中から、こういう言葉を選ばせてもらって書いております。

実は、この案については、前回のやつも参考にしながらつくっているわけなんですけれども、一応こういう形の中でやっております。ただ、使用料の値上げがという話ではなくて、料金の問題について、ただ安いというだけでいいのかという部分があると思うんです。適正な価格というのは何かという部分があると思うんですよ。適正な価格というのが、使用料を決めていくと、それを使用者が払う料金体制にするのが一番いいのではないのかなと。

今、どこの自治体についても、下水道事業の料金設定について、政治的な判断から下水道料金がかかり差が開いた形の中で今下水道料金が決められている部分があります。ただ、今の新しく下水道をやられている市町村については、適正な価格という形の中で、金額的にこれの倍くらいの金額が実は設定されて今動いているところがあります。総務省なんかの考え方も、維持管理については使用料で賄いなさいというようなものがありまして、そういう経営方針のものが実はあります。そういう中から、こういう形の言葉のこういう書き方まで、ちょっと気に食わないような形になったかもわからないんですけども、こういう形の中でうちの方としては基本的には税金を入れないで使用料でもって賄っていただきたいと。

ただ、接続については加入率、接続率を高めるというような形のものがあるんですけども、実はこのところもちょっと問題が一つあるのは、工事をやって供用開始ができる区域が広がってきますと、今人口で60%あったというのがすぐ接続にしない、これがまた50何%とかという数字に下がってくるわけです。これから工事自体が減少してきますもので、接続率についてはうちの方としては年間100件を目標に、今は業者さん頼みというと怒られますけれども、そういう形の中でうちの方の努力の中では進めて今いる形をとっております。この中でいきますと、今人口で考えている部分を上回っていくのではないのかなというような形も考えております。

ただ、100%にというのはちょっと無理があるのかなと。といいますのは、今新築については、もう下水道区域内は下水道に接続しなければいけない形になっておりますけれども、商売やっている方とか、旧町内で家が密集して管が布設できないとか、いろいろな箇所があると思います。こういう箇所については、なかなか下水道の普及がいかないという形でいきますと、これからどれだけ頑張っても、いっても80%くらいかなというような形で考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 課長、前に維持管理費用を使用料で賄うためには、接続率が80%くらいはほしいよというふうな話をしていたと思いますけれども、料金改定をもししないということであれば、接続率を上げていくということが維持管理費を使用料で賄うための道でありますけれども、接続率を高めていくためにはある程度負担の公平というようなこと、現在の使用者だけに負担をさらに大きくするということであると、今現在接続していない人たちにとって、いや接続しない方が得なのかなというふうな、接続しなければ現に供用可能な地区にある人たちでも、接続しなければそういう負担は受けないというふうな、そこら辺の負担の公平性というものがますます大きくなって行って、さまざまな理由で接続しない、さまざまな理由あると思いますけれども、どうしても接続できない理由もあると思いますけれども、でも接続しない方が得だみたいな、そういうふうな考えも生まれてくる。このまま使用者だけに料金負担で維持管理費を背負っていくようなことをどんどん進めていくと、かえって接続率の増加を阻害するような、そのような結果を導いてしまうのではないかというふうなこともありますよね。

ですから、使用料金を全く上げるなというわけではありません。それなりに必要とあらば

上げなければならない理由というのもある程度認めますけれども、やはり現使用者だけにその負担を押しつけるというふうなことではなくて、もう少し、例えば今供用可能な地区であって、接続をしない人たちにも、それなりの何らかの形で負担をしていただくような方策というふうなことを考える、同じだけの金額ではなくても、名目も使用料ではないですから、別の何某かの、私としては前に環境税みたいな形で接続している人たち、接続しない人たちも等しく同じような税をかけて、接続している人たちには減免して、接続していない人たちには応分の何某かの環境税という形で、環境をよくするという形で負担をしてもらうとかというふうなことも提案しました。

それを下水道地区、あるいは全市的に下水道地区以外のところでは合併処理浄化槽にしてあるのかなのかというふうなところを基準に置いて、そのような減免措置とかというふうな形で、全市的に負担のある程度の公平化というか、皆等しく負担しましょうということを図るような施策も必要ではないかというふうなことも提案しました。

新しい税というふうなことで、なかなか抵抗もあり、理解もされていませんが、そのようなことも考えられますし、また一方においては、プラントの搬入手数料を徴収する浄化槽のそういう点検した後の汚泥とかの持ち込み料も業者から徴収することによって、浄化槽の使用者にも何某かの応分の負担をしてもらうというふうな形で、そういう海をきれいにする、環境をきれいにするというふうなことのために多くの人たちが応分の負担をしていくというふうな体制の中で、さらに使用者にはこれだけの負担をお願いしますというふうなことがないと、ただ現況の使用者だけに料金値上げ、負担の増大を押しつけるというのは、それは非常に厳しいのかなというふうな気がします。そこら辺のところは何某か担保ができないのかどうか。

それと、立方当たり132円の使用料が適正な価格であると、全国平均にもそのようだというふうなことも言われましたが、前にも市長とか、その132円の根拠というのは借換債をするために下田市の使用料をどのくらいの水準にしておかないと、借換債を借りるためにもそごが生じるというふうな説明もありましたが、その借換債に対する説明が確かに今、水道課長の方から若干説明がされましたが、この改正の理由というところには一切借換債の力の字もないわけです、そこら辺のところはちゃんとした提案理由なのか、私たちにとってはそこら辺の借換債によって市の負債が少なくなる、それだけ財政が好転されていくというふうなところが物すごい今回の料金改正の大きな理由、もしかしたら一番大きな理由になるのかもしれないというふうなぐらいのところ、そういうことが文書とか、ちゃんとした提案理

由の中に一切触れられていないというふうなことは、これはどういうことなのか、そこら辺のことをもう一度お聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 使用料について、下水道だけが使用料で管理費を賄うというような形のものについて、合併浄化槽法という浄化槽については維持管理費が取られていないのではないかと、そういう不公平があるのではないかなというような部分については、私もちょっとそういうものは持っております。

ただ、浄化槽法の中に検査ですか、設置の検査とか、そういうものがあるんですけども、金額的に単独浄化槽で年間、下田の場合は2万6,000円程度で大体2,000円ちょっとくらいの金額で1カ月賄えるような状態にはなっております。

今、この下水道の接続というのは、何が一番大事なのかなという形は、先ほども大項目で環境問題だという話があると思うんです。だから、何というんですか、下水道については1つは市民のまちづくりという考え方を観点に持ってもらって、接続を隣同士で話し合いながら進めてもらうというのも、何かいい方法ではないのかなという形を思っております。ただ、形を変えるとか、そういうものではなくて、環境問題についても大きいまちづくりの私是一つだと思っております。

それから、借換債の話なんですけれども、これはすごく大きい問題でございます。基本的には、料金改定の値上げについては、適正な金額に上げたいよというような形のもので考えておまして、適正な価格とは何かといいますと、全国平均の使用料の単価は133円になっております。今、借換債の条件という話があったのは、132円というのは企業債の手引きという本に出ているんですけども、その数字でいくと大体数字的には合ってきているというような形になります。

ただ、借換債については、限定的にこの間にはまってきたというような形がありますもので、基本的な考えとしては標準の使用料に持っていきたいというような形の中で、こういう形で書かせていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 何回も言いますけれども、今回の使用料の改正についても、その対象となる一般家庭20立方まで使っている人たちの、その人たちのアップ率というのは資料によると29.4%改定アップになると。基本料は10立方メートルまでと、あと20立方メートルくら

いままでのところの家庭とすると、大体全家庭の8割くらいはそこに該当するのではないかと思います。全家庭というのは使用している家庭ですね、そこら辺のところにごく大きな負担がくるというふうなこと。

そしてまた、この下水道料金改正が下水道料金だけの単なる値上げだけではなくて、この次にも審議します水道料金値上げとも一体となって、ワンパックになって現在、下水道使用者にはくるわけなんです。そこら辺の負担率を考えると、かなり厳しいというふうなことで、そこら辺のところのことをもう少し緩和できるような方策、例えばもう少し負担公平になるような、あるいは接続率がアップするような、そういうふうなさまざまな施策というものを何かしらはっきりした形で明示していただけると、より今回の下水道使用料金の料金改正についての理解も進むと思います。これはまた私、産業厚生委員会でありますので、これを委員会の方で審議しますので、これ以上の質問はしませんけれども、そこらのところを当局の方も十分理解してほしいというふうな要望にして、私の質問を終わります。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 二、三伺いたいと思います。

今も、公平性の問題が出ておりましたけれども、余り説明をいたしません、単刀直入に伺います。この受益者といいますけれども、受益者はだれなのか、加入者なのか、この施策を講じている行政なのか、その点第1点伺います。

それから、繰上償還とか借りがえのためにと、これが相当大きな今回の値上げの中でウエートを占めているのではないかなと思います。この申請は、いつごろ出したのか。何かこれを見てみますと、12月までに承認がどうのこうのというのがちらっと書いてあるところがありましたけれども、前の全協のときにもう既に申請したんですよと課長言っていましたけれども、いつごろ申請をしたのか。

そして、これがもしこの議会でこの料金改定というか、この条例が否決された場合、どうなるのかなという点が1点。

それから、この申請は執行権の範囲内というかもしれませんけれども、条例が伴っていますよね、この申請は。今回の条例が大いに関係していると思うんですよ。だとすると、条例を審議する前に申請の事務をすることがいかなものかなと、議会軽視につながるのではないかなと、そんな気がいたしますけれども、その点お伺いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 受益者というのは市民でございます、受益者は。

それから、繰上償還の申請と申しますか、繰上償還の計画書の提出ですよ、これについては10月の11日の日に静岡財務の方へ提出しに行っております。これについては、承認が何か12月の中旬ごろにくるといようなお話を聞いております。それから正規な申請になるといようなことでございます。

それから、否決になったらという話なんですけれども、それと議会軽視の話と2つ話しますと、とりあえずこの問題については、19、20、21の3年間の形のものでできていまして、申請の日にちが10月のという形で指定された日で持っていったわけなんですけれども、このものについては議会が通るとか通らないとかという話は後で、静岡財務の方には連絡することになっております。これが通らなかつたらどうなるかなという話がありますけれども、この辺については一応これが条件になっているという話のものがありますもので、多分借りられる可能性は少ないのかなという形で考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 受益者は市民には違いないんですけれども、私が聞いたのは、この下水道に加入している、現在この施設を利用している人なのかと、そういう意味で伺ったんですけれども、もう1点その点。

それから、議会軽視にならないでしょうか、その点もう一度確認します。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 下水道を使用している方がという話ではなくて、基本的には下水道工事をやりますと、その土地に受益者負担金というものがかかってきます。ということは、その方々は下水道につなぐことがいつでもできるような状態になっております。その受益者負担金がかけられた方が受益者という形では考えております。

それから、議会軽視の話なんですけれども、この申請を上げていかないと、議会の方が通る通らないの話がありまして、もしご賛成をいただければ形になるんですけれども、これを待って申請ができるのかという話になると、できない形になっておりますもので、先の一応提出だけはさせてもらったという形のもので、私としては軽視とは考えておりません。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 今、課長は軽視でないといようなご判断のようなんですけれども、これはまた委員会で細かくやっていきたいと思っております。

最初の受益者はだれかという、理屈っぽいことを伺ったんですけれども、先ほどの鈴木議員からの質問、共通している部分があるかと思えます。今、下水道に接続している者だけが受益者で、そしてその受益者だけが負担をしていく、これは公平性という最初議論がありましたけれども、公平性からいうとこれは逆ではないのかなと、そのように思われます。このこともまた、委員会でやりたいと思えます。

終わります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今日の下水道事業が現状で、まず健全に運営されているという具合にお考えなのか、あるいは危機的な状態を呈しているという具合に分析をされているのか、まずこの下水道の経営状況についての担当者の判断を聞きたいというのが第1点であります。

といいますのは、改定案の内容のところではありますが、18年度まで27億6,600万円の資本費平準化債を充てたと、これは加入者が少ないので、その利息分を充てると、料金を据え置くというようなことに政治的な意味合いに大きな意義があったと思うと。

ところが、今回19年度からは元金の償還に資本費平準化債を充てるんだと、しかもこれがほぼ同じような2億円近く、1億5,000万円から2億円近くのを充てられると、こういう状態はまさに借金をなすのに借金をしてなすという現状であるという具合にこれは理解すべきだと。こういうことからいきますと、危機的な状態にあると言えるのではないかと思うんですが、どのように判断されているのか。

そして、なぜこのような危機的な状態を迎える原因はどこにあるんだということを明解にさせていただきたいと。

私は、まさにこの国の政策、補助金や交付税の算定のところに大きな課題があると。やはりこれらのところに、国にきっちり物を申さないで、市民に負担のみを上げていくという姿勢というのは、当局の姿勢として正しい姿勢ではないと、こういう思いがありますので、そこをはっきりさせていただきたいと、こう思います。

次に、下水道利用者と未利用者の負担の公平を図ると、これは具体的にはどういうことかといいますと、全く下水道区域に入っていない、入っているけれども、ポットチャン便所で措置もしていないというようなことが以前問題にされましたけれども、そういうところのくみ取りに係る経費、そして合併浄化槽あるいは単独浄化槽に係る経費、それと下水道に加入したときの経費を比較すると、この公平がどうなっているかと、市民はそういうような形で措置をしているわけですので、下水道におきましては単に海をきれいにするだけではなくて、

旧町でいえば平滑や、あるいは敷根川にしても、魚が遡上してくるような大変きれいな環境になっていますし、側溝の掃除も2年に一度で済むというようなことは、やはり下水道の大きな効果がそこにあらわれていると、蚊も発生しない大変いい環境になっていると。その意義は認めるわけですが、その経営状態が非常に問題だということで、利用者と未利用者の関係はどうなっているのかという点が2点目の質問であります。

3点目は、やはり本当の意味での公平性というのは、下水道区域の中で加入している方と加入をしていない方の公平さをむしろ私は問題にすべきではないかと思うわけです。といいますのは、加入率が五十五、六%になろうかと思いますが、その処理汚水量からいきますと、処理できる量の3分の1程度しか汚水の処理をしていないと、こういうことだろうと思うわけです。その原因は、大きな旅館街が合併浄化槽を既に設置してあって、この下水道に加入しないと、財政的にも加入しないというよりも、できないという現状にあるかと思うわけです。

このようなところの部分をごどのように加入していただくかと、それはやはり単に加入してくださいというだけではなくて、経済的な側面を強調する必要があると思うわけです。下水道に加入した方が、みずから合併浄化槽を管理するよりも経済的にも安く上がると、こういうような状況をどうつくり出すかという方向性を検討しない限り、加入は進まないと思うわけです。

ですから、須崎地区であるとか、外浦地区であるとか、そういう部落を挙げて海を守ろうというような部分のところは加入率が高いと。しかし、旧町や柿崎の旅館街等々は加入率が低いと。ですから、ただ単に世帯数あるいは人口割で加入を高めるというだけではなくて、本当にきれいにするには処理する汚水の量、その部分を僕はむしろ問題にしなければならんと、こういう具合に思います。3点目です。

4点目は、先の質問で上下水道等の課等の整備をして人員も削減したと、2,000万からの削減をして大変その努力は評価するわけですがけれども、維持管理費についてはほぼ100%、この合理化で賄えるようになったと、こういう発言をされていると思うわけです。そういう状態の中で、今度値上げをすると、それも全国平均のところだからいいじゃないかと、こういう思いがあるのかもしれませんが、今日の経済状況の中で大変観光の不況がある中で値上げするということは、単に経済的な判断だけではなくて、政治的な判断、この観光立市の下田市にとってどういう経済的な影響を与えるのかという判断を当然しなければならないと思うわけです。そういう点では、やはりこの近在の伊東市、あるいは熱海等も同じよう

な悩みを持っていると思うわけです。同じような観光地がどのような態度をとっているのかという点については、どう把握をされているのかということを知りたいと。

さらに、今度値上げが全く維持管理費の100%、そして資本費の0.8%をやるんだということになりますと、そのほとんどは0.8%分の資本費の部分に充てようというのが目的ではないかと、こういう具合に思います。そうなりますと、この3カ年間で17億何がしをなして、17億と7億ですから、約25億ぐらいの返済金を3年間でして、5億5,500万円の引き下げをするんだと、こういうことではありますが、これが償還費の借りがえなのか繰上償還なのか、いわゆる3年間それぞれで全部そこでなしてしまうのか、説明ですと利息の安いものに借りがえするというような説明をされているんですけども、そのところがちょっと理解がしがたいものですから、具体的にどういう措置でやられるのか。たしか説明のときには、3年間で借りがえをして、10年間で5億5,500万円の利息の軽減になると、こういう具合に私は理解をしましたがけれども、その点がどういうことなのか、再度ご説明をいただきたいと。

それから、27ページの資料、19年度から借入金計画調書が出ているわけですが、公営企業の健全化計画で借りるんだということではありますが、そのうちのルール内繰入金というのは、当然交付税に算定されたり、今の法体系の中で一般会計から下水道会計の方に繰り入れなければならない、下水道会計が要求できる数字だと、19年度で2億4,000万円ですね。そして、差し引きの19年度でいえば5億2,642万何がし、ここの部分が一般会計の方から、市の方から繰り入れられた金額だと、こういう具合に理解をするわけがあります。約5億円強のお金が毎年、この下水道の方に繰り入れられていると。この5億円は、そのほとんどは維持管理費というよりも、償還金に充てているということが実態だろうと思うわけです。この償還金に充てているということは、下水道事業は大きな長いスパンの事業ですから、当然計画の中で一般会計からこれだけの金額は補てんをするんだと、繰り入れるんだと、こういう計画でやられているものであると思うわけです。そのところを減額するために、この値上げをするんだという理屈になると思うわけです。そういう理屈なのかどうなのか、そういう理解をするけれども、どうなのかと。当然、これは一般会計から5億円のお金を毎年、長期にわたって繰り入れるんだということを決議をし、予想をして、下水道事業をやってきたものではないのかと。

さらに、借りて利息を軽減するということではありますが、この計画の中で数字上はどのように年間5,500万からになるわけですから、この数字上にはどう表現されているのかということをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） まず、1点目の健全なのかどうかというお話なんですけれども、下水道事業は多額な建設費を投入しているというのが、1つ大きいのがあります。このために起債が大きく膨らんでいるというような形になっております。こういうものを考えれば、おのずと健全ではないという形のものが見えてくるのではないのかなと。投資的経費が一番最初はどうしてもかかってきます。投資的経費に対して、ある程度の年数がたたないと、こういうものは解消をしていかないのではないのかなというような形を思っております。その原因というのは、だから工事の投資が大き過ぎたということでございます。

それから、使用者と未使用者の話なんですけれども、下水道を決めるのには基本的な考え方は都市計画事業でございます。下水道は都市計画事業でございます。都市計画事業と申しますのは、下田でいうと用途地域が指定されている箇所が基本的に下水道の区域になっていくという形になるかと思えます。今、実際に区域になっているのは、都市計画区域内であって用途地域であるという部分が下水道の全体的な区域、それとあとそこに伴うちょっと出っ張りへっこりがあるんですけれども、白地になっている部分があると思うんです。そういうものが入って、こういう数字になっております。

それと、もう一つ、一番最初の計画のときに、須崎に処理場をつくるのに須崎は白地になっています。都市計画区域であって用途地域ではないです。これは処理場をつくと、迷惑施設ですからね、これをつくるという条件でこれを何とか取り入れてもらったというのが今回の処理場の位置決定に決まった部分でございます。

それから、区域内の問題なんですけれども、汚水量が少ないではないかというような形なんですけれども、実際にはうちの方で下水道の排水量と水道量を見ていきますと、1人当たりの使用する量は実は下水道の方が少ない。今、観光人口含めての平均でいきますと、436リットル、1人1日使っていると、水道については473でして、25%くらい水道の方が今使用者が水量が多く使われていると。どうしても水道と下水道を一緒に使うと、使用量が少なくなるというのは、この辺でもちょっと見えていると思えます。

未利用者については、環境の観点からいけば、下水道に接続できないという形になれば、合併浄化槽を推進していくのが一番いい方法ではないのかなという形で考えております。

それから、使用料の関係で旅館街の話が今出たんですけれども、実は下水道ができる前に旅館については3次処理の話が実は出ておりました。漁協の方で5ppmの放流水の形のも

のを貸していたという部分がありまして、今ある柿崎海岸のホテル等については、それなりの施設を持っているという形でいきますと、どうしても3次処理の施設をつるとかなりの金額がかかってきております。それで加入がなかなか難しいというのが1つあります。

このものも、ある程度年数がたってくれば、建てかえとか何とかという話になってくれば、区域内ですから下水道には必ず入らなければいけないと、こういう形のものがありまして、今その辺の時期にちっと差しかかってきているのではないのかなという形では考えております。

それから、使用料で維持管理をという話なんですけれども、先ほど僕が言ったのは値上げをした場合の話をしたので、そのままの場合だと使用料の単価と処理料の単価は逆転しないで、どうしても赤字になっているという形になっておりますもので、その辺でお話をさせてもらったということでございます。

伊東とか熱海については、まだお話していないんですけれども、熱海の状況はよくわかっているのかなと。借入金の関係で、再建団体になるかならないかという話は熱海ではあったのかなという形で考えております。こういうことがなくなるような形にしなければいけないのかなというような形は考えております。

それから、伊東についても、料金的にはかなり安いんですけれども、経営的な問題についてはやはり投資的な金額が大きいもので、いろいろまたこれから問題が出てくるのかなと。

ただ、下田の場合の料金、これだけ何で投資的な金額が大きくなったのかというお話をさせてもらおうと、建設当時、昭和49年なんですけれども、それから処理場の位置を選定するに当たって、いろいろと処理場の位置が決定しなかったと。当初、柿崎に予定していたんですけども、それがつくることができなかったと。それから、最終的には今のところにちょうど施設ができるような形になったんですけれども、これをつくるときの一番大きいお金がかかっているのがバブルのときにかかっているという形で、この経費が今つくるよりもかなりの金額がかかっているという形の中で、ちょっと比較ができない状態ではないのかなという形では思っております。

今回のものについては、借りがえではなくて繰上償還でございます。借りがえる、何というんですか、借りる方のところについては銀行を予定しております。ただ、公営企業については、借りがえもできるような話できておりますもので、申請は公営企業だけについては借りがえのものを出してあります。今言ったのは、政府資金と公庫と2つあって、全体的な数字になっておりまして、一番最初ちょっと政府資金と公庫の話をさせてもらったと思うんで

すけれども、そういう形の中で今作業を進めております。

27ページのものでございます。値上げ分の話と値上げではないというのは、一番上が料金改定した場合の繰入金という部分を見てもらいますと、平成20年度は7億1,904万9,000円、それが料金改定しない場合は7億4,883万5,000円という形で3,000万ぐらいの相違が出てくると思いますが、数字がここにあらわれております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） すみませんね、ちょっと理解が不十分で、もう一度再質問させていただきたくすけれども、政府資金が17億6,000万円、これは繰上償還だと。そして、公庫の7億2,000万円、これも繰り上げですか、それとも借りかえ……

〔「後のは借りかえです」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 公庫の方は借りかえ、政府資金の方は繰上償還。

そうしますと、先ほどほかの議員の方も言われましたけれども、全国平均の1立方133円あるいは132円何がしに値上げしようということで、この値上げによります一般会計の繰入金をこの値上げによって減らそうということが目的だということは、この表から明らかになっていると、こういうことが言えると思います。

それから、もう1点は、そういう意味ではこの元金の、先ほど書いてあります資本費平準化債、同じ名前でありますけれども、性格が全く違ってきていると。これは、まさに借りかえと同じような意味合いを持つのではないかと思うわけです。結局、その資本費平準化債を借りなければ、一般会計からの繰入額を多くしてもらわなければ、下水道としての元金の返済ができないと、元利償還ができないと、こういうことになると思うわけです。

そういう意味では、全国平均にしなければ借りかえを認めない、あるいは繰上償還を認めないと、ここがやはり下田だけではなくて、多くの自治体のネックになっていると。国が内需拡大でこういう事業をやりなさいと、必要な事業だからと、補助金もあるいは交付金算定もしますよと、こう言いながら、各自治体にこの事業を推進していきながら、経済状態が変わったからといって、これらの負担をすべて各自治体に押しつけると、こういうことが現実に出ていると思うわけです。そういう点では、やはりこの借りかえの条件をきっちり国に申し上げると、こうしてほしいということが必要であろうと思いますし、恐らくこの形態はその後、各自治体からいろいろな意見が出てきて、国も各自治体の意見を取り入れざるを得ない状態が出てこようかと思いますが、そこら辺の状況はどのように判断をされているのか、

当局として課長というよりも、市長や副市長にそこら辺の見解をお尋ねをしたいと、その点について私は思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

それから、先ほど答弁がお忘れになったかと思うんですが、合併浄化槽でやっている年間幾らかかって下水道へ入っていると、それは一定の仮定の話にはなりますけれども、汚水が20トンくらいのケースでいくとどうなるのかと、こういう比較が市民の納得を得るためには必要かと思えます。そして、浄化槽でなくみ取りの地域の人たちは年間このくらいの経費が処理にかかるんですよと、こういう資料をそろえていただけるとわかりやすくなると思えますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） すみません、答弁漏れの部分につきましては、合併処理浄化槽については年間、先ほど2万6,000円と、5人槽の話をしたんですけれども、実際は環境対策課の方で下田市の単価が平均的なものが出てきておりますもので、それによると年間1万8,500円だそうです。

それから、平準化債の関係なんですけれども、基本的な考え方からいけば、償還金が高くなるという形の中で、一気に払い切れないよという自治体はかなりありますもので、それが平均的に支払えるような形にするというような形の中から、この制度がまた出てきたと。最初のやつについては、利子についての平準化債であったと、今回については拡大分という形の中で、償還金についての平準化債という形になっておりまして、これについても同じような形で一応均等にお金が返せるような状態をつくっておくというような形の中から、国の方が推奨している金額でございます。

それから、この保証金免除にかかわる償還についてなんですけれども、これについてはこれを出せば全部採用されるというものではなくて、このものについては平成14年から23年の間で一応5年、18年度を境にしてどんだけ市町村が改革をしてきたか、その金額が今保証免除額という金額があるんですけども、それを上回っているのか上回っていないのか、そういうものがあります。下田の場合は、下水道については免除額といいますのが、下水道では4億1,300万円以上の改革が認められないと100%という数字にはなってきません。下田市が改革のものについてはじき出した数字が、かなりの人件費の問題とか、13年度で値上げをしているとか、いろいろな問題がありまして、この辺をやりまして保証免除額4億1,300万円に対しまして、うちの方が改善を平成13年から18年、18年度以降23年度まで、今回の値上げを

含めてなんですけれども、いきますと改善額としては6億、両方合わせると8億程度の改善をされているという形で、この数字を上回っているという形の中で、今回の免除額の金額のものについては100%、下田としては繰上償還ができるという形の中で、こういう提案をさせてもらっております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 市長あるいは副市長の方からご答弁いただけないのが残念に思いますけれども、ぜひそういう観点を持っていただきたいとお願いを申し上げておきたいと思いません。

それから、やはり今なお不公平感、ここに記されている不公平感というのは合併浄化槽にほとんどの方が、下水につながらない人は入っているわけですので、その管理と下水道の管理を一体的に管理していくということが必要かと思うわけです。法的には、合併浄化槽は保健所の方かとは思いますが、その窓口が現在、環境対策課に市としてあるというような状態にあるかと思えます。そういう体制も含めて、やはり改善すべきところは改善して、一生懸命やっているんだと、どうしても値上げがこうだと、できれば政治的にこの値上げは先送りしたいと、こういう判断が出てくると大変ありがたいという具合に思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 市長、副市長の答弁ということで、ただ担当課長が的確に答弁をしているものですから、それで結構かなという思いがあったんですけれども、ただ議員もご承知のように公的または民間からお金を借りる場合は、これはもう条件の中で契約条項になりますよね。ですから、例えば国の資金を借りる場合も、この資金については何%というような将来の返還計画も踏まえまして、明確に資金計画を出すわけでございまして、ただ国がこういうことをとったということは、やはり議員言われているように下水道の会計がどの自治体も大変厳しいと。我々も、今まで高率な起債については、何とか繰上償還をさせてくれという、下田ばかりではないんですけれども、各自治体が申し出た結果が、こういう5兆円という全体枠の中で認めまじょうと、保証金なしだと。

ただ、こういうことをやるについては、先ほど課長も言いましたように各自治体が今までこの健全化に向けて努力をしている自治体に対しまして認めますよと、こういう条件でございします。沢登議員は国の方に向かって、そんな条件は撤廃するよとということで申し入れを

しろよということでございますけれども、やはり逆の立場から考えますと、どの自治体に対しても平等にやるということは、逆に不公平になるわけでございまして、下田はたまたま今、課長も説明していますように行革も進めているという中で、すべてが要件に達しているということでございます。

それから、最後に、それは我々としても値上げだけは避けたいという気持ちは当然でございます。しかし、今まで説明したような事情の中で、何としても今回はこのような形で議会の皆さんの理解を得たいということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

9 番。

9 番（増田榮策君） いろいろな意見が出たわけですが、私はずっと所管で下水道いろいろ各種の事情を聞いておりまして、いつも疑問に思ったことですが、下水道ははっきり言って現状では、要するに独立採算的な下水道の枠を超えて、もう破綻しているんじゃないかと、こういう私は素朴な疑問があるんです。それというのも、この平成5年ですか、建設当時は交付税算入による大変有利な下水道だという事業で、リープロと同じで飛びついて、これをやったいきさつがあります。なおかつ、当時は人口が多少微増していた時期で、土曜、日曜のウィークデーには5万人以上の、10万人も来るかもしれないということで、人口よりも過大な施設をつくっている。現状では、3分の1しか、この施設が稼働していないというところに、加入している受益者だけでそれを維持管理しようというところに私は無理があるんじゃないかなと。

特に、ここの使用料の改定の内容の中に、地財法の第6条により適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務づけられている下水道事業の進展に支障を来すということが書いてありますけれども、本来ならば独立採算が前提だと、これは原理原則だと思うんですが、例えば田牛集落は下水道とはまた事業が違いますけれども、実態は同じなんですよ。100%加入していても採算取れない、一般会計からの持ち出しになっていますよね。

私、財政に聞きたいんですけれども、一般会計への交付税の算入、今下水道が大体どれくらいになりますか、その辺をまず第1点聞きたいんですが。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけございません、手元に交付税関係のデータ今ございませんので、また後ほど調べてお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 後で聞くとして、恐らく私は一般会計に入る交付税のあれが当初よりもかなり減っているのではないかなと、こういうふうに思うんですよ。なおかつ、この事業というのがなかなか加入率も伸びなかった、時期も時期だし、バブルの後に急に拡張して、建設費も多かったことあるかと思いますが、そうしますと実態は、現状ではこの県下の下水道の利用料金が下田市はまだそれに達していないんだと、安いんだと、こういうような議論でございますけれども、それなら現状で計画区域すべてが加入したとして計算してみても、大体どれくらいの料金になりますか、この下水道のおおよその料金は。恐らく、僕は合併浄化槽の何倍かいくと思うんです。その辺、もし何かあれば。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） すみません、全体の数字は今はいじき出してないんですけれども、現行60%から80%、今のヘクタールの人口でいった場合、現行の113円で計算した場合は1億6,500万円程度、それから133円で計算した場合は1億9,500万円程度になるのかなと。これは、試算をしていけば、大体1人当たりのリットル数が出ていますもので、それから数字を出せば出てくると思います。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） その議論が、今の私の言った議論がちょっと欠落しているんですよ。要するに、交付税は幾ら入っているのか、本当にその交付税が一般会計に入っているのであれば、これは当然ありますけれども、一般の繰り出しにあるけれども、その繰り出しが要するに今は一番負担かかっているわけですよ、繰り出しの負担が。これ一体全体、この繰り出しがどれくらいが適当だかということにもなるかと思うんです。

それと、もう一つは料金の合併槽よりもはるかに高いと思うんです。今まで、この議論を避けてきたことがあるんですよ。ただ、合併槽よりみんなでやった方が安いんだ、水はきれいになるんだと言いますが、あれじゃないですか、稲穂の上流で川の水を伏流水とっていますけれども、稲生沢あたりは全部ほとんど合併槽にこれからなっていくんじゃないですか。下水道でなくて、合併槽だっていいんですよ、国の施策はそうなんです。

ですから、やはりこの下水道自体がどういうふうにして現状を変えていくかということに、もう少し僕は悩んでみんなで検討してやっていく必要があるのではないかなと、これ素朴な疑問なんです、はっきり言って。値上げもやむを得ないということもあるかと思うんですけれども、いつも私が疑問に思っていたことなんですよ。恐らく合併槽に入っている人が浄

化槽がいいでしょうと言って、僕は今の経済の下田の実態からいって、数倍のお金を下水道にかける余裕はないと思うんです、これを捨てて。その辺のこともやはり非常に入れていく必要があるのではないかなと。

それから、蓮台寺、河内、果たしてこれをやっても、僕はそれだけ加入率がまた上がるかということをお心配しているんですよ。

それと、もう1点は、全国で下水道で採算の取れているところがありますか。私が視察したところでは、かなりの普及率はあっても、採算が取れているところはほとんどなかったような記憶があるんですけども、多分ないと思うんですけども、採算の取れているところあったら、参考までに教えてください。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 基本的には、独立採算制という形のは企業会計として考えていかなければいけないと。大黒議員の質問の中で答えているんですけども、下水道事業の管渠の築造工事と合併浄化槽の工事の単価ですけども、人口密度という形のものがあります。人口密度によっては、下水道区域の方が、下水道で処理した方が安いという部分もあります。これをですからどこら辺までの区域にしていっていいのかというのは、ヘクタール当たりの単価を見ていかないと、今投資した金額に対してヘクタール当たりの単価を見ていかないと、ちょっと出てこないという形で、全国平均的なものはありますけれども、人口によってもこれは違ってきております。

といいますのは、集中しているところがずっとあれば、それなりに安い金額で下水施設はできるんですけども、ちょっと離れたりとかという連絡的なところがあってやるという話になれば、その分が投資出てきますものであります。

ただ、全国平均的にはヘクタール当たり40人以上でないと、企業会計としては成り立たないというのが、福島大学だかどこかあたりで今やった資料がありまして、そういう形では出ております。そういうものをもとにしながら研究していかなければいけないのかなという形で思っております。

採算になっている都市は、横浜とか大きいところですか、だから人口密度が高いところについては黒字になっております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第80号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

それでは、午後1時20分まで休憩といたします。

午後 0時17分休憩

午後 1時20分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 議案名簿の12ページをお願いします。

それでは、議第81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、水道事業の健全化を図り、耐震補強事業及び老朽施設改良工事並びに第6次拡張事業に対応できる財源を得るために改正するものでございます。

それでは、説明資料の33ページをお開きください。

水道料金の改定の内容でございます。普通給水の料金の改定は、基本料金で口径13ミリから100ミリまで、改定率を一律15%アップ、超過料金については10立方メートルを超え20立方メートルまで15.6%、20立方メートルを超え50立方メートルまで15.3%、50立方メートルを超え100立方メートルまで15%、100立方メートルを超え200立方メートルまで14.6%、200立方メートルを超えるものが14.3%アップするものでございます。今回の改定により、普通給水の料金の平均改定率は14.9%アップするものでございます。

特別給水は、臨時用が基本料金で15%、10立方メートルを超える超過料金は14.8%アップでございます。船舶用については1立方メートル当たり14.7%のアップを予定しております。

次のページをお願いいたします。

水道事業でございます。水道事業は性格上、独立採算を原則としており、事業経営に要する費用は水道料金で賄うことになっております。水道施設の耐震補強工事、老朽した送配水

管改良工事、また拡張工事には莫大な費用がかかります。これに係る費用は、主に企業債と自己資金で賄います。そして、企業債の償還は純利益と損益勘定留保資金で賄っております。この分が水道料金に反映されてきます。

また、下田市のような夏期型観光都市は、夏期の最大需要時に対応できる施設を整備しなければならず、資本投下も莫大になり、この分も水道料金として使用者が負担するようになっております。

料金収入による支払い利息と原価償却費の比率でございます。平成20年度で現行料金による料金収入は6億5,457万1,000円、改定による料金収入は7億5,210万3,000円、支払い利息は1億2,930万1,000円、減価償却費は2億4,980万円となっております。現行料金による支払い利息との比率は19.8%、改定料金との比較では17.2%で支払い利息の占める割合が低下してきます。減価償却費と現行料金の比較は38.2%、改定料金との比較では33.2%になり、減価償却費の占める割合は5%低下してきます。

次のページをお願いします。

現行による経営状況でございます。収益的収支では、平成20年度において収入合計が6億7,260万2,000円、支出合計が6億7,261万4,000円で、収支を差し引きますとマイナス1万2,000円となります。赤字になってしまうということでございます。平成21年度の収支差し引きはマイナス769万1,000円となります。資本的収支計算書で平成20年度において収入合計が2億8,850万円、支出合計が6億83万5,000円、収支差し引きはマイナス3億1,233万5,000円となります。補てん財源としては、消費税等資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんします。平成21年度では補てん財源が3億622万円となります。

次のページをお願いします。

改定による収支計算書でございます。平成20年度で収入が7億7,013万4,000円、支出が6億7,261万4,000円、これを引きますと9,752万円の純利益に、平成21年度では8,911万4,000円の純利益を予定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

現行料金と改定料金との比較表でございます。下段の表の一般家庭平均使用料を見てもらいますと、口径13ミリで20立方メートルとなっております。現行料金が2,188円、改定料金が2,523円で1カ月当たり335円の料金のアップとなります。

次のページをお願いします。

長期財政計画でございます。収益的収入でございます。現行料金で平成20年度でございま

す。収入、支出につきましては、先ほど説明しておりますので、省略させていただきます。

一番右の年度末残高利益剰余金は1億5,037万4,000円、平成21年度には1億1,384万8,000円と減っております。下段の表の改定料金の平成20年度の年度末残高利益剰余金は2億4,790万6,000円、平成21年度では3億818万5,000円とふえております。

次のページをお願いします。

資本的収支でございます。支出で平成20年度では6億83万5,000円となっております。収入では企業債、出資金、補助金を合わせますと2億8,850万円となり、補てん財源は3億1,233万5,000円で当年度分消費税、資本的収支調整額1,948万円、留保資金と減債積立金で3,855万5,000円で補てんをしております。平成21年度の補てん財源は3億622万円となり、年度末残高利益剰余金から振り替える減債積立金が減少をしてきます。

説明資料の31ページに戻っていただきまして、下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定でございます。左側が改正前、右側が改正後でございます。

下田市水道使用条例第29条第1項の普通給水でございます。基本料金で口径13ミリ「922円」を「1,060円」に、20ミリ「2,330円」を「2,679円」に、25ミリ「3,592円」を「4,130円」に、30ミリ「4,854円」を「5,582円」に、40ミリ「9,709円」を「1万1,165円」に、50ミリ「1万4,563円」を「1万6,743円」に、75ミリ「3万6,408円」を「4万1,869円」に、100ミリ「6万680円」を「6万9,782円」にするものでございます。

超過料金でございます。口径別はありません。1立方メートルにつき10立方メートルを超え20立方メートルまで「117円」を「135円」に、20立方メートルを超え50立方メートルまで「131円」を「151円」に、50立方メートルを超え100立方メートルまで「146円」を「168円」に、100立方メートルを超え200立方メートルまで「170円」を「195円」に、200立方メートルを超えるもの「194円」を「221円」とするものでございます。

特別給水でございます。アの工事その他臨時用として、基本料金10立方メートルまで「2,427円」を「2,791円」に、10立方メートルを超えるものの「243円」を「279円」にするものでございます。

イの船舶用は基本料金はありませんが、超過料金としては1立方メートル以上1立方メートルにつき「170円」を「195円」とするものでございます。

附則でございますが、議案名簿の14ページをお願いします。

1条、この条例は平成20年4月1日から施行する。

2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している者の

料金の額は、この条例による改正後の下田市水道使用条例第29条第1項の規定（以下「新条例の規定」という。）にかかわらず、施行日以後最初に行われる検針（隔月検針で5月に行われるもの（以下「5月検針」という。）を除く。）によって計量される使用水量に係るものについては、なお従前の例による。

3項、施行日前から継続して使用している5月検針を受ける者の料金の額は、5月検針により計量された使用水量に2分の1を乗じて得たもので、この条例による改正前の下田市水道使用条例第29条第1項の規定（以下「旧条例の規定」という。）及び新条例の規定により算定した額の合計額とする。この場合において、使用水量に2分の1を乗じて得たものに1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げたものを旧条例の規定に適用し、これを切り捨てたものを新条例の規定に適用する。

以上、大変簡単ですが、議第81号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） すみません、少しお聞かせをください。

私が前任期中に建設委員長をさせていただいておりました折には、今説明をいただきました課長さんの口から、これは23年度までは絶対値上げはしなくても大丈夫ですという何度もお話を聞かせていただいた。それがきょうにも至って、こういう値上げ案が出てまいりましたこと。また、この9月に先ほどの下水道に関してもそうなんです、安易な値上げはやるべきじゃないという議会の決算の報告もございまして、その辺のしんしゃく等々も、これは水道ではありませんが、下水にございましたもので、一応そういう含みから見ましても、こういう計画の変更がなされて、こういう事態に至ったのが、その点と。

この収支バランスによると、予測が1万2,000、700万等々のそういう金額でございますもので、今度の値上げによって賄う部分から見たら、かなりの差が出てくるという思いがいたします。ぜひとも、ここはたくさんの値上げを同時に市民に負担をしていただくという部分でございますもので、何がしかの政治判断というものが働いて、考慮されるような検討はなされたのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、34ページですが、1番、水道料の財務というところで留保資金、減価償却引当金等とございますが、この「等」のあれを少しご説明いただけますでしょうか、お願いしま

す。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 水道については、議員の方々から耐震を進めろというお話がありまして、水道事業につきましては耐震工事について平成16年に計画書をつくりまして、17年度から事業を執行しております。このときに、全体の水道の浄水場の耐震補強だけを対象にして、事業の長期計画を作成したわけなんですけれども、これについては浄水場の方も金額的なものが実績とちょっと違ってきているという部分もあります。当初は、電気機械ですか、そういうものについて使えるものは使おうというような単価のはじき出しをしていたんですけれども、これが精査してみると使えないという形の中で、浄水場の耐震補強については19年度と20年度の中で、今建物をつくっているんですけれども、それに対して今度は電気とポンプ設備を整備して、昔のポンプ設備については耐震補強ができないもので、それはそのままにしておくというような計画で今事業を進めております。

それと、もう一つ、同時に初め浄水場だけの耐震補強を進めていたわけなんですけれども、配水池の耐震補強も同時に進めなければいけないよというようなお言葉がありまして、その計画もある程度つくってあります。今回のこの値上げの中では、浄水場と配水池の耐震補強の分を含めた形のものの試算でもって、一応数字をはじき出させてもらってあります。

それから、等という話は減価償却と資産減耗費でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 一応、私どものやっていたときの長期計画と若干のあれは、議員の要望等による耐震化の促進だと、そういうあれでよろしいんですか。変更がそこで、僕が委員長以降にある程度の見直しがなされて、この今出ている形になっていると、そういうとらえ方で。これ急に出てきたということではないわけね、もう既に何年か前からこういう長期予想のもとに着々とやっていたと。それとも、1年かそこらのところで変わったという思いは、私はいたしますけれども。この値上げが大変、市民にとってやはり政治の面から見たら、少し、ここは市長は聞かなければならん問題だと思いますけれども、どうですかね、市長、政治的な判断で何とか考慮するような余地というのは、市長はありませんかね、これいかがですか。ないから出したか。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 政治的判断と言われてしまいますと、大変難しいんですけれども、担

当課が今回の改定案を上げてきたこの背景というものを考えていただければ、市民に心配かけるような、例えば今大きな災害が予想されている中で、やはり耐震の問題というのは浄水場にしても、貯水場にしても、配水池ですね、必要な施策という位置づけがされているわけです。できる範囲で、例えば水道問題だけではなくてほかの問題もあるんですが、やはりできるところはできる範囲内で早く、市民の生活と直結する部分という考え方がありまして、このようなまず計画が1点あります。

それから、平成17年から進めております6拡の問題で、先般の一般の中でもお答えしましたように、やはり早く未給水地域をなくしていこうというのが行政の基本的姿勢というか、そういうものでありまして、例えばこの辺の計画を政治的判断ということでおくらせれば、そのしわ寄せはまたすぐ後にこれにくるということで、どこかで政治的な判断をしなければいけないという思いで、今回の議案として上げさせていただいているものであります。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） この政治的判断という点の根拠という、私が思っていることは、この収益的収支計算書のマイナス分が非常に微細なものであるということ、1万2,000円、700万、700万、それで値上げによって7,000万、8,000万という利益になるという、その数字的なものもございます。それが我慢できない数字であるかというのは、私しっかりこれ資料を読み込んでいないもので、今後の委員会の質疑に移りますけれども、これくらいのもだったら何とか判断できるんじゃないかという、2年くらいは我慢できるんじゃないか、予定どおり23年度からやっても間に合うような数字出ているんじゃないかという、そういう思いでございます。これご返事は結構です。委員会でしっかり私自身が理解を進めたいと思いますもので、よろしく。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 資料のつくり方になるのかどうか、38ページの資料で改定後の収益、支出でいいますと、平成20年度が9,752万の利益、21年度が8,911万4,000円の利益、22年度が7,895万2,000円の利益ということで、3億弱くらい、年間1億円弱の毎年利益が出てくる。そんなに毎年1億円弱の利益をそもそもが出す必要があるのかと、こういう議論になるのかと思うんですが、値上げの説明の中では耐震補強工事をやる、あるいは第6次拡張工事をやっていくというような説明があるんです。そうすると、拡張工事のところでは39ページだと、ほとんどふえていないわけなんです。改良工事、固定資産のところもそうふえてきて

いない。むしろ、値上げによって工事等をやるのであれば、こちらの支出の方が当然ふえてきて、その中で減価償却費もふえてきて、これほどの利益は実際は予測としては出てこなくなるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、もし本当にこのままこんな毎年1億円もの利益を出すような値上げは、必要ないと思うんだけども、実際はそうじゃないんだらうなと思います。

下田市は、未給水地域も多いですし、今回一般質問でやらせてもらったように、給水地域といえども、水道料だけでは賄えなくて、自己負担をしながら下田市から水道を受けている。ある意味では、ここも未給水地域なわけですよ。給水地域だったら、水道料だけでほかの維持費はかからないんだけども、水道料のほかに自己負担をしなければならない地域もある。これらもある意味未給水地域で、やはりこういうところが下田市の方にもたくさんある、これを解決しなければならんと。そのための値上げなら、ある程度わかるんだけども、だとすればこのところで拡張工事なり、改良工事のところで試算の方がふえてくると、試算支出がふえると、それに伴って減価償却費がふえていって、見通しとしてはこんなに毎年1億円くらいの利益になっていくということではないんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） すみません、35ページをちょっとお聞きいただきたいと思えます。

35ページの現行料金のところでございます。一応、左側が収益的収支の計算書になっております。これは俗に言う3条とあって、資産にならない部分の金額でございまして。これが使用料を集めまして、その中で支出として出てくる差し引きの数字になっております。

右側の方の資本的収支計算書というのがあると思います。これは建設工事で、俗に言う4条予算というものでございまして。ここの中において、一番上の企業債と水道負担金等の金額があると思います。平成20年度を見てもらいますと、2億8,850万円という数字が載っていると思います。その下側が建設改良費、拡張工事費、改良工事費等で数字が書いてあります。支出合計が6億83万5,000円という数字になります。

その下に収支差し引き額というので3億1,233万5,000円という数字になっております。ここに当てはまる、ここが不足額、補てんをしていかなければいけない金額という形になります。ここに補てんする財源としますと、ここに出てくる左側の減価償却費の部分があります。この2億3,580万円、そうするとまだこれお金が足らなくなるわけです。ここについては、

利益剰余金という形の中で、ここの収益的収支のところでは純利益が出た数字の金額を減債積立金に積みかえると、この数字が一応補てん財源の方に回っていくという形になりますもので、どうしてもこの数字がないと建設工事が進まないというような形になります。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そうしますと、35ページの資本的な収支のところでは20年だったら3億1,200万の不足が出ますよと、この3億1,200万の不足の原資が減価償却費、20年度で2億5,380万と20年度の差し引き損益9,752万、これを例の減債積立金に持ち込んで、これを取り崩して充てると、97と25で3億6,000万で5,000万円くらいの利益になるというような計算でよろしいんですかね、この両方を足して利益じゃないやな、資本収支だから、金が残るといような、はい、わかりました。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

4番。

4番（土屋雄二君） 平成18年の10月3日の日に未給水地域の水道施設を求める請願書が採決していただきまして、課長は以前から議会で話すとき、未給水地の解消は平成31年ごろだとよく言われていたと思うんですけども、今最初の改正の理由の中に8次事業という言い方ですよな……

〔「今6次」と呼ぶ者あり〕

4番（土屋雄二君） 違う、8次事業のためというのは、そうじゃないの、聞き違えてすみません。

未給水地の今後というのは、どのようになるのか、この値上げに対して、お願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 実は、未給水地域については、今やっているところが水道の認可区域内が終わります。今、来年にかけて認可の拡大をしていきたいという形で考えております。認可の拡大の箇所については、請願書が出された箇所、それから須原の坂戸、八木山ですか、あの辺を含めた部分ですか。それと、北湯ヶ野の部分にまだ一部水道がっていない部分があると。それから、大賀茂の方にも今飲料水供給事業という形の中で、水道ではない施設が実はあるんですけども、そういうところの区域を精査して入れておきまして、そういう部分について未給水地域の解消を図っていきたいという形の中で、今の計画では、

ここに出ているのは23年なんですけれども、大局的な形の中では30年までの数字をおおむね拾ってあります。その中で、今の金額を値上げさせてもらえれば、その辺まで網羅できるんじゃないかなという形で、順次終わり次第、その未給水地域のやっていない部分について施行していきたいという形で考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 1点だけ聞いておきたいことがありますのでお願いします。

この水道会計そのものを見ていますと、全く赤字はありませんよね、なおかつ今回値上げするというのが、今までの経過を見ると改良工事や拡張工事、これをやっている起債、またはその起債の償還、これが大分たまってきている、累積してきているんだと私は思うんですよ。なおかつ、耐震補強、これは今まで想定していなかった事態で、これから出てくるのは配水池の耐震化、これもやらなければならないと。こういう面で、本体そのものもこのままいくと、継続は困難で値上げに踏み切らなければならないと、こういうことだと私は思いますけれども、それでよろしいんですか。

そこで、一つあるんですが、耐震補強や工事、こういったものの見直しといたしますか、そういったものを見直す必要も私はあるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、例えば石綿管は毎年やっているんですけれども、この石綿管というのは折れたりしなければ、緊急的な問題はないよと今までの説明だったんですが、あと20数キロあると言われていますが、この石綿管の工事、ある程度の延命といたしますか、事業の縮小といたしますか、縮減といたしますか、そういうことをすればある程度問題はそれほど緊迫して値上げしなくても済むのではないかなと、このように思うんですが、こういうことも考慮されているかどうか。

それから、石綿管の工事、今後また継続して毎年同じような形でいかれるのか、この辺のところをちょっと聞かせてください。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 大きい問題としまして、今地震があちこちでありまして、その市町村のレポートですか、そういうものがいろいろと報告されております。大きいところでは、最低1カ月以上は水がこないというような形がありまして、そうすると皆さん本当に水がこないと困っているという事態になっております。皆様よくご存じだと思うんですけれども、トイレがまず使えなくなるというのは一番大きい問題であるというのと、避難している方々は何かお風呂に入りたいというのがすごくアンケート上にはありまして、何かそうい

うリラックスするような形のものというんですか、そういうような形のものである程度あちこちから応援がきて、そういう施設でそういうことをやっているような状態になっていると思います。

何でこの耐震をやらなければいけないのかなという話は、やはり安心して安定的に水が供給できるというような形をとりたいというのがうちの方の考え方でありまして、地震がある程度きましても、復旧の日にちが短ければ、そんなにダメージがないんじゃないかと。1カ月も水がこないという話になると、すごいダメージがあるというようなことも考えられますので、うちの方としては皆様になるべく水道水がすぐに使えるような状況をつくり出したいという形の中で、こういう計画をつくらせていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 1つは、インフラということで、これは絶対的にとまったりとか、供給が困難というようなことになっては私はいけないと思うから、あえてこれは私はできる限りのことはすべきだと、私は個人的には思うんですが、ただですね、今の実態経済からして、旅館、飲食業の人たちの値上げ率、この値上げの改定率からいくと、僕は甚だ滞納が今までよりも多くなるんじゃないかなと心配しているんですよ。かなりの経営を圧迫してくるんじゃないかなとしているんですが、その点はここ二、三年間の滞納という面の状況はどうか、その辺のところをお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） ちょっと資料を探しますので……

今、未収金調書が手元に15年度から18年度までの数字のものを持っております。それでいきますと、平成15年度については納期末到来も含めての数字になりますけれども、1億817万8,000円、それから16年度においては1億1,380万6,000円、それから17年度においては1億1,210万円、18年度においては1億887万3,000円。実は、18年度から徴収を専門的にやるように事務を1人ふやした形の中で18年度は減ってきております。

現在、実際に19年度を見ても、18年度の数字よりも未収金が少なくなっているというような形が出ております。といいますのは、今専門に料金の徴収事務をやっておりまして、給水停止を極力かけるようにしておりまして、本当に困った方については延命策は考えておりますけれども、そういう形の中で大体の方がちゃんとお支払いをされているという形で今考えております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今回の値上げ改定によって、大体収入は約1億円ですよ。そうすると、今、課長がおっしゃられました平成15年から16年、1億円余を超える分の滞納があるんですよ。私は、これは実態は変わっていないと思うんです。今までの下田市の経済の実態から。ただ、経営が変わったり、経営の肩代わりをした分だけ、多少改善されているところがあるけれども、実態はさらに私はこれから悪化してくるのではないかなという予想がつくんですよ。ということは、皆さんもご存じのように原油が値上がりしてガソリンが150円を超える、灯油が約98円から100円、安くとも98円くらい、これ物すごい、私も宿泊業ですけども、この圧迫というのはガス、電気、あらゆるものに光熱費にかかってくるんですよ。もう宿泊業にとっては水はなくてはならないもの、要するに調理、それから清掃、あらゆるところに使うんですけども、本当にこれだけの値上げをして滞納がふえないということはないんじゃないかなと、僕は非常にその点について疑問を持っているんですよ。

もう一つは、これから先の高齢者、要するに少子・高齢化がますます進みますと、やはり経済の実態というのが観光に依存している下田市としてではなく、基本的な経済の実態が下がってくる気がするんですけども、これから先の料金体系、これ少し見直す必要があるのではないかなと思うんですけども、この料金体系というのはあれですか、他の町村とほぼ同じですか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） すごく難しい問題でありまして、この料金体系については大都市ですか、だから人口が高いところほど水道使用料は安いと思うんですよ。下田よりもっと市町村、町へいけば、それなりのものがかかってきますもので、下田よりも料金体系が高くないと維持管理はできないのではないかなというように考えております。

この中で、うちの方が料金の値上げをしたいという形のもは、先ほども言いましたもので、安心して水が飲めるという形のを考えて、こういう形をとらせてもらっております。

ちなみに、全国平均の電気、ガス、水道代の金額をいいますと、電気代が1カ月の平均で9,086円、それからガス代が5,877円、水道が平均で2,204円という形で、水道料はかなり安い金額になっていると思います。旅館さんとか、一般の家なんかについては電気はとまっております、基本的には。水道は公共のものだもので、お金を払わなくてもいいのかなと、そういう先入観があるという怒られますけれども、そういうところがちょっとありますもので、この辺については厳しくやっていけば取れるんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今回の水道料の大幅な値上げの理由が、第 6 次の拡張事業、地震耐震及び老朽化施設の改良だと、こううたっているわけではありますが、6 次の拡張事業についてはこの採算性はどうかとかつて質問した覚えがあります。長期の計画で、採算性は十分取れると、こういう回答を課長からいただいた記憶があるわけではありますが、その条件に値上げをしなければ採算が取れないというような条件なしで答弁をいただいたと思うと記憶はしておりますが、この第 6 次の拡張事業のための費用だというのは、そういう意味では前回の回答と比べて何か疑問を感じると。

2 点目の地震対策事業、ライフラインで、ぜひともきっちりした体制をとれと、先輩議員が何回も質問をして、この事業を進めるといことは大変評価をしたいわけではありますが、地震対策事業等については東海地震の対策も、それぞれ県は特別の税体制をとると、こんな措置をとってきているわけであります。これをすべて使用者の市民にかぶせるというような方向というのは、これまたいかがなものかと。地震対策の費用については、当然特別の地震対策費用を、体制をとって充てるべきものであって、すべて使用料でかぶせるということは問題があると私は思うわけです。

そうしますと、残りますのは採算性を高める老朽化施設、石綿管の改修の費用のためということしか、私の論理だと残らないと。この 3 つの原因のうち、部分というのは老朽化施設の改良であれば納得がいくと、こういうことになると思います。

そうしまして、この経理を見ますと、19 年度決算、38 ページの資料を見ますと、今年度決算は 1,361 万 6,000 円、1,300 万円からの収益を上げる決算を打つと、こういうことになっていきますね、38 ページ、19 年度。収益的収支のところの部分だけなのかもしれませんが、当然資本勘定については先ほど言いましたような特別な措置をとるべきだということからいえば、19 年度は決して赤字にならないと、1,000 万円からの収益を上げると。20 年度に、資料で見ますと 1 万 2,000 円の赤字になると、こういうことではありますが、実態は利益剰余金が 1 億 5,000 万程度あると、1 億円から以上あるわけですので、十分この赤字部分は剰余金部分で措置ができるのではないかと。こういうことから考えますと、やはり今回の値上げはここに原因があるのかなと思うわけであります。

今日の経済状況からいえば、値上げしたくても無理して頑張って値上げをしないと、こういう姿勢こそ望まれるのであって、若干の赤字が出るから、出ない前に値上げをするんだと

というような姿勢ではまずいのではないかと。現実に赤字になった時点で、こうこうこういうわけだと、何とかしてほしい、市民もかぶってほしいと、こういう姿勢で本来あるべきではないかと思うわけでありますが、その点がどうかと。

それから、この値上げ案でいきますと、初年度、20年度ですか、9,752万円、約1億からの歳入増を見込むということになるわけですが、これらの費用が先ほど言いました3つの課題にどのように振り分けられていくのかというのが、ちょっとこの資料だと自分の理解が不十分でわからないんですけれども、どこの部分にこの金がどのように振り向けていく計画なのか、そういうものがあれば明らかにしていただきたいと思います。

さらに、もう1点、増田議員の方から料金体系がこのままでいいのかという問題提起があったかと思えます。従来、10万人都市を目指して、大変観光的にも景気がいいというところで、大口の人たちに応分の負担をしていただこうと、こういう見解は当然かと思えますが、今日むしろ観光不況の中で、大口の方々の滞納もふえていると、こういうことになると、市内経済のことから考えますと、基本料金の口径数によっての区分と、それから超過料金による区分と、この2つの性格で両方ともほとんど変わらない部分の値上げをしているわけです。ですから、そういう意味では、このような形の値上げの区分が妥当かどうか、どういふことで今日の経済状況とあわせて妥当と判断したのかということは当然問われると思うわけです。

一例とすれば、200立方を超えるものは税込みで232円にするんだと、こういうことでありますが、この区分を200立方をなくしてしまって、100立方以上204円ですか、原価以上のものにするということは必要かと思えますが、例えばこちらの区分をもう少し粗い区分にするとか、あるいはこの口径の方、金額的には大したものではありませんので据え置くとかと、こういうことで大口者への一定の配慮を払うという姿勢が現下の経済状況の中では必要かと思うわけですが、この案ではそういうような配慮が読み取れないんですけれども、どういふ議論をされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、22年までの状況を見ているわけですが、この経過の中で1トン当たりの水を生産する原価がどのように変わっていくのか、引き下がればありがたいんですけれども、引き上がるという想定を恐らくしているのではないかと思うけれども、1トン当たりの原価がどういふ推移をするのか、結果と予測が出ていれば、明らかにしていただきたいと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 一番最初の6次についての採算性についてのお話があったんですけども、私が試算したのは平均的な考え方で1人当たり2,000円で一応計算してあります。ただ、ここの水道の、今の一般家庭平均使用料20立方メートルについては、現行の水道料金が2,188円になっております。これよりも低い単価で、山間部の方なもので、こういう形の試算をさせていただいておりますもので、値上げは関係なしにこのときの数字でもってお答えをさせてもらっております。

〔「ということは、値上げしなくても」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（磯崎正敏君） いやいや、このときの、だから数字としては、現行の数字で説明はさせてもらったということです。

それから、地震等の関係で、使用料金だけという話はおかしいじゃないかなという話なんですけれども、実は今ここのところについては東海地震が騒がれておりまして、経済新聞なんかで地震の予知が出ております。そういう予知によりますと、平成14年に発表された東海地震の時期というのがありまして、このとき一番地震が起きる確率は2007年だというのが実は書いてありました。この辺の新聞を読みまして、急遽、16年度から計画を立てて事業を進めているわけなんですけれども、こういうような形のもが出ていますと、やはりもう東海地震も近いのかなという形を思いまして、これはもうどんどん進めなければいけないと。

後から、国の施策で今地震対策については国庫補助が出そうな雰囲気になってきております。この辺が対象事業があれば、すぐ国庫補助対象事業として取り入れていきたいという形では考えております。

それから、減債積立金の関係は、先ほど伊藤議員にちょっと説明したんですけども、補てん財源の方に純利益が回るという形で考えてもらえれば良いと思います。補てん財源の内訳としましては、減価償却費と消費税の調整額と、今言いました減債積立金という形のものがあるんですけども、38ページの一番右側のところに年度残高利益剰余金という形のものがあると思います。この金額を当てはめていきます。今、この金額については19年度を見てもらうと、補てん財源については2億5,500万円の補てん財源をしていかなければいけないと、減価償却費については2億1,500万、それに消費税、それと減債積立金を入れますと、純利益が1,300万程度に対して、減債積立金は3,500万程度という形で減債積立金、利益剰余金が減少していくという形になります。こうなりますと、事業の推進ができなくなるという形の中で、今回の提案をさせてもらっております。

それから、大口者への配慮が足りないのではないかなというようなことでございますけれども、うちの方としては下水道と同じ考え方がありまして、基本的な部分について定住人口者プラス観光人口、観光人口の分をどういう形で見るといところが大きい問題があります。ただ、昔からこの水道料金の従量制の料金の決定については、施設を1.5倍にしていかなければいけないと。普通の場合ですと、定住人口だけでいけば1のものを1.5倍にしていけないと、最大の給水ができないと。夏場の一番ピークときに水が送れなくなるというような形のものがあります。こういうものを大口の方に負担していただきたいという形の中で、こういう料金設定がされております。

以上です。

すみません、今の供給単価というんですか、一応今つくっている水の単価については大体150円でございます。今回の値上げでは、170円を予定しております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 3つの理由を掲げて、この3つの理由がどのように今回の値上げの対応がされているのかと、こういう質問に対しては一緒くたにまとめて、この減債積立金や等々になっているんだと、こういう答弁ですので、後ほど委員会の審議の中では、そこら辺を数字的にも明確にさせていただけるとありがたいのではないかと思います。

それから、なおこの料金体系は、今、課長が言ったようなことが僕も原則で当然だと思います。しかし、今日の経済状況の中で、旅館業の疲弊の状態の中で、一番根本である水道の料金については、一定の配慮を払うべき状況にあるのではないかと、こういう判断をするわけですけれども、そこら辺の判断はされなかったと、しなかったということになるのかというわけでありまして。ぜひとも、そういう点でこういう具合に、そうはいけれども、ここは安くなっているんだよというようなことであれば、その説明をいただきたいと。実態は、見た限りでは同じように大口者も15%、パーセントは同じかもしれませんが、払う額は大変な額になるわけです。片や、月の値上げは1,000円以下ですけれども、片や5,000トンから使うところは10万円を超えるという、こういう形態になるわけですので、とても経営的にも大変な状態になるというのは目に見えていると思うわけです。同じ値上げをするにしても、そういう一定の配慮が必要でないかと。

そういう面では、強調して質問をしたいのは、やがて赤字になるかもしれないので、今値上げするんだと、こういうことであるわけです。今年度は赤字になるというような決算の数

字には予測でもなっていないわけですから、やはりいつ値上げをするのかという問題と値上げ額というのは、一体のものだと思うわけです。そういう点では、現時点で20年の4月から値上げをしなくても対応ができると、数字的にもせいぜい予測ですと1万2,000円の赤字だけでしかないということであれば、やはりもう少し状況を、推移を見守るべきという、今上げるべきではないと。しかも、下水と水道と一緒に値上げをするというような提案ですので、水道についてはすべての人にかかわることからいっても、最大限の努力をして値上げをしないという姿勢が求められていると思うわけでありますが、その点については当局者である市長のお考えを重ねてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 私の方の答弁は、先ほどから申し上げていますように、今回現課の方で、こういう強い姿勢で値上げの案を出してきているというのは、やはり前から言われておりますライフラインというんですか、何かあったときに一番困るのが水だと、こういう中で大変な思いで、やはりそういう心配を後へおくらせればおくらせるほど、そういう危険率が高くなる、こういう思いで私どもの方にも、このような考え方を出してきているわけでありまして、私もそういうふうに思います。

確かに、値上げをするということは、大変な市民の皆さん方には重さを与えてしまう政策でございます、今おっしゃるように下水道と水道両方では大変なあれだよという考えはわかります。しかしながら、やるべきときにやっていかないと、ただこのあれを後ろへ持っていても、どこかで必ずやらなければならない時期がくる。万が一その裏には、そういう災害の危険というものがあつた場合に、やはり水だけはしっかり確保していきたい、こういう中での今回の市民の皆さん方にご理解をいただきながら、しっかり説明をして、我々も市民の皆さん方のご理解をいただけるような機会というものをですね、常に市民からよく言われるんですが、そういうときにはこういう自分の今思つたお答えをさせていただいているところであります。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 大口使用者の関係でございます。一般家庭とかホテル、こういう構成比が実はありまして、一般家庭の戸数においては大体88%を占めております。ホテル、旅館等では9.3%という形のものがあつます。ここで一般家庭の金額を上げると、金額的にかなりの金額が上がってくると。大口者の水道使用量を見ますと、一般家庭では大体62%、それからホテル等では32%、かなりホテル等では使っております。3分の1くらいが

ホテル等の水の使用量になっております。

ただ、これを一般家庭の88%の方々に振り分けると、基本料金プラス最初の10立方から20立方とか、そういう単価が大幅に上がってくるものでありますもので、一応前と同じような一律のものを考えてつくらせていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番、最後です。

1番（沢登英信君） 一般家庭のものを引き上げなさいということを出張しているわけではなくて、20年度のこの料金値上げの結果、9,700万円からの収益を上げると、こういう計画になっているので、例えばこれは19年度あるいは18年度と同じくらいの2,000万ないし3,000万の利益でよかろうと、あとの6,000万の部分のやつは今回上げずに、引き下げるという努力ができないのかと、数字的に言えばですね。そして、大口の人たちへも一定の配慮をするというような努力ができないのかという意味合いの質問です。一般家庭を上げると言っているわけではないと。この9,700万のものをどうしても確保しなければならないという根拠が課長の説明の中では私に十分理解ができなかったと、こういう意味合いです。9,700万あるなら、6,000万くらい削って3,700万くらいの収益になる料金値上げでいかなのかと、こういう質問であります。

そういう意味では、この供給単価150円が22年くらいには170円、20円値上げになるということ、その20円分が中心的なものは地震対策が主なものだ、こういう説明だろうと思うわけです。そうしますと、今年度が東海地震がくる一番危険性のある年だということになりますと、そういうお話だったものですから、この地震対策をするにしても、19年度ですべてできるわけではないと、実態はですね。浄水場の方については、一定の建物を除いて整備をしてくれていると、あとはモーターとか電気関係の部分は残っているけれども、こういう説明ですので。あと、配水池ということになりますと、1年ですべての配水池が耐震にできるというようなものでもないと思うわけです。3年なり数年をかけてやるという実態になってこようかと思うわけです、そういう現実から見ますと、この地震対策やらなくていいと言っているわけではなくて、現実の問題としてやるにしたって、それは何年かかかるだろうと。

そして、それだけを理由にして、この値上げをするというのは、現下の経済状況から見て問題がありはしないかと、こういうことを言っているわけで、この地震対策が配水池をやるんだということになりますと、単年度で全部やってしまうのか、それとも何年か計画になる

のか、その辺をあわせて明らかにしていただきたいという具合に思います。何か地震対策のためにして値上げをするというようなことであってはいけないのではないかという観点であります。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 補てん財源の関係がちょっとわかっていないようなんですけども、純利益が今度減債積立金、利益剰余金の方に回っていくわけですよね。それが4条予算の補てん財源になってくるわけですよ。そうすると、今はその補てん財源がちょっとでも回っているものでいいんですけども、赤字になるとそれからマイナスになっちゃうわけです。そうすると、減債積立金の部分がなくなってくるもので、工事ができなくなるという形になってくるわけですよ、4条予算が。そうすると、工事をやるなという話に受けとめられる形になりますもので、そうではなくて、利益が出て、それが補てん財源の方に回って、工事が今補てん財源が必要だというのは、20年度から3億以上の補てん財源が必要になってくるわけです。そこに回ってくるという形になりますと、今の約1億あっても、半分くらいはもうなくなってくるというような伊藤議員が言うておりましたが、そういう数字にはとらえられるわけですよ。

そういうような形の中からいけば、今こういう形の中で上げていかないと、赤字になってからでは、減債積立金がなくなってからでは、もう工事ができないと。これも償還金の方に充てておりますもので、その辺のものを全体的に見て、こういう数字をつくらせてもらいました。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 今の数字は19年度の話ですよ。だから、20年度になると、3億6,600万円の補てん財源が必要になると。すみません、3億6,000じゃなくて3億600万です。すみません、3億1,200万です、申しわけないです。

35ページにありますけれども、35ページの(2)の資本的収支計算書の20年度の収支差し引きという数字があると思います。ここの数字が3億1,233万5,000円という数字になると思います。ここの中に入ってくるということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、ちょっとわからないので。

私は、先ほどの大黒議員と違って、何回か前々から水道課長から20年度から水道料金上げたいというふうな意向を聞いていましたので、それなりの心の準備というか、しているから、基本的にやむを得ないのかなとは思うんですけども、説明を聞いてもなかなかわかりにくいところがありまして、基本的にわからないところのあれは、水道会計は企業会計でありまして、収益的収支計算書と資本的収支計算書、2本立てになっていて、そこら辺で基本的には収益的収支で利益を出して資本的収支のマイナスをカバーすると、基本的な構造はこうなるのかなとは思うんですけども、そこら辺のところもまだはっきり理解しているわけではありません。

1つ、言葉上のあれですけども、説明していただきたいのは、水道事業についての中で下田市水道事業の現状で、資産増加に伴う減価償却費の増嵩により、水道事業会計圧迫の要因となっております。この説明の中で、かなり減価償却費という言葉のウエートが物すごく大きいんですけども、説明の中でも、またいろいろな表の中でも減価償却費というのが物すごく大きくなされているんですけども、特に収益的収支の方では工事費とかというのではなくて、それにかわるのかどうかわかりませんが、減価償却費というのが出ていますよね。この減価償却費というのは、どういう意味なのか、いま一度ちょっと説明をしていただきたいなというのが1点あります。

もう1点、資本的収支計算書35ページですと、例えば平成20年度3億1,233万5,000円の赤字になるというふうになっておりますが、39ページの資本的収支ですと、これは収入と支出がイコールになっている、資本的収支の収入と資本的収支の支出の額がイコールになっている、ここには赤字がない、この辺がどうなっているのか、ちょっとわからないことだけですので、ご説明をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 減価償却費のとらえ方は、皆さんよくご存じだと思うんですけども、建物の耐用年数に対しての減価償却になります。ただ、耐震の場合は、今浄水場の1つの例をいいますと、建物は60年の減価償却の数字になっているんですけども、今もう約40年弱の年数がたっています。そうすると、残り二十二、三年のもので減価償却が終わってしまうわけです。耐震補強というのは、新しくつくるものではないもので、その短い期間の中で償却をしていくという形になりますもので、減価償却費がどうしても高くなってくると。耐震補強をやると、その建物の残りの部分の減価償却になってきますもので、どうし

でも減価償却費が高くなっていくという形の中で、減価償却費がふえております。

それから、もう一つ、35ページと39ページですか、ちょっと見てもらおうと、39ページの方を見てもらいまして、収入の方の部を見ていただきたいと思います。初め20年度を見てもらおうと、企業債、それから一般会計の出資金、それから消費分の調整額、それで留保資金、これが減価償却と資産減耗費になっております。それから、剰余金の処分、これは減債積立金でございます。それから、今国庫補助をやっておりますもので、国庫補助等で6億83万5,000円という数字になります。このうち、持ち出しの分というのが剰余金処分類という減債積立金ありますね、ここの3,855万5,000円が剰余金として出ております。ここに、先ほど言いました純利益等が入ってくるわけです。ここのものがなくなると、そのものの支払いができなくなると。支出の方については、拡張事業、改良工事、企業債の償還、こういう形のもので支出の方だけは6億幾らというのはもう決まっておりますので、ここの中の補てん財源に入れるという形で、これでゼロの数字に、両方がつじつまが合う数字につくっております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時43分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第82号～議第88号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第83号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第84号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第87号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補

正予算（第4号）、議第88号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第82号から議第87号までの各補正予算につきましまして一括してご説明いたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の一般会計の補正の主なものは、保育所の児童数の見込みの変動に伴う事業費の増減、8月までの支援費の確定による不用額の関連、各種補助金、交付金の確定、県議会議員選挙、市議会議員選挙、稲梓財産区管理会委員選挙、柿崎財産区議会議員選挙の各事務費の精算、ドクターヘリポート整備事業、敷根1号線落石事故賠償金関係及び下田港横枕線の街路整備事業関連等でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,397万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,193万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほど説明させていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正（変更）は3件で、上段で補正前、下段が補正後であります。

まず、クライアントサーバ・システム機器リース料は、リース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず限度額において事業予定額を24万4,000円減額の31万1,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を7万1,000円減額の2万1,000円とするとともに、平成20年度以降支払う金額を17万3,000円減額の29万円とするものであります。

続いて、事務機器等リース料は、後期高齢者医療事務用サーバや庁内パソコン、小学校複写機等のリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず限度額において事業予定額を721万5,000円減額の438万1,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を145万2,000円減額の55万5,000円とするとともに、平成20年度以降支払う額を576万3,000円減額の382万6,000円と

するものであります。

続いて、車両リース料は、市長・議長共用の乗用車1台、マイクロバス1台及び産業振興課のライトバン1台のリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず限度額において事業予定額を494万5,000円減額の920万2,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を72万5,000円減額の124万2,000円とするとともに、平成20年度以降支払う額を422万円減額の796万円とするものであります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、第3条、地方債の補正であります。内容は6ページをお開きください。

第3表 地方債の補正(変更)の2件であり、上大沢地区市営治山事業は事業費が確定したことによる限度額を10万円減額の210万円とするもの、須崎漁港水産基盤整備事業は同じく事業費の確定に伴う限度額を10万円減額の1,260万円とする変更で、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、同じ浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、16款2項7目県営事業軽減交付金は270万4,000円の追加で、額が確定したことによるものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金は500万円の追加で、ドクターヘリポート整備事業の財源として繰り入れるもの、22款1項2目1節林業債及び同2節水産業債のそれぞれの10万円の減額は、先ほど地方債の補正で申し上げたとおり、事業費の確定に伴うものであります。

次に、総務課関係では17款2項1目不動産売却収入は165万1,000円の追加で、三丁目732番地の3、法定外公共物の財産の売却によるものであります。

次に、税務課関係では16款3項1目県費・徴税費委託金は445万1,000円の追加で、積算方法の変更に伴う額の確定によるものであります。

次に、福祉事務所関係では15款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金は310万3,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり歳出において従来それぞれ分類されていた支援費の8月分までの確定に伴う不用額の減、同9節国庫・生活保護費負担金は825万円の減額で、収入が捕捉されたことにより生活保護非該当となった24件分の減額、16款1項1目県費・社会福祉費負担金は154万7,000円の減額で、15款国庫・社会福祉費負担金と同様、支援費の8月分までの確定に伴う不用額の減であります。

同2項2目県費・児童福祉費負担金の1万7,000円の追加及び、同3項2目県費・生活保

護費委託金の6,000円の追加は額の確定に伴うもの、21款5項3目民生費過年度収入は32万1,000円の追加で、平成18年度生活保護費県負担金の額の確定で14万2,000円、法外援護精算金で17万9,000円であります。

同6目保護費返還金は1,100万円の追加で、15款国庫・生活保護費負担金で申し上げた24件の生活保護費返還金を受け入れるもの、同4節心身障害者扶養共済制度保険料受入金は50万円の追加で、年金受給者の増に伴うものであります。

続いて4ページをお願いします。

健康増進課関係では、15款1項1目国庫・保険基盤安定負担金の78万8,000円の追加、16款1項1目県費・保険基盤安定負担金526万9,000円の追加は、それぞれ額の確定に伴うものであります。

21款5項6目雑入は補正額はございませんが、補正内容欄記載のとおり特定財源の組み替えで、後ほど歳出で触れさせていただきますが、歳出の3款2項6目1410事業、指定介護予防支援事業において事業費の減額補正を行うことにより、介護予防サービス計画費による特定財源が8万6,000円過充当となるため、その分減額し、同じく歳出の3款8項1目1950事業、介護保険会計繰出金の特定財源を同額追加するという特定財源の組み替えであります。

次に、環境対策課関係では17款2項2目3節その他物品売払代は45万円の追加で、古紙有価に伴う受け入れであります。

同5節車両売払代の90万円の追加は、ホイールローダー廃車に伴う車両売却であります。

次に、産業振興課の13款1項1目水産業費分担金は9万円の追加で、須崎漁港水産基盤整備事業の事業費の増に伴うもの、同2節林業費分担金は6万円の減額で、上大沢地区市営治山事業の精算に伴うものであります。

14款1項4目爪木崎自然公園使用料は13万4,000円の減額で、駐車場使用料の実績に伴うもの、16款2項4目1節県費・農業費補助金は9万4,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり中山間地域等直接支払事業8万9,000円は交付金の確定によるもの、数量調整円滑化事業の5,000円の追加は、米の生産調整に係る補助金の確定によるものであります。

同2節県費・林業費補助金は30万円の減額で、上大沢地区市営治山事業事業費の確定に伴うもの、16款3項3目県費・農業費委託金は5万4,000円の追加で事業費交付金の確定によるものであります。

次に、建設課関係では15款2項4目国庫・住宅費補助金の22万5,000円の追加及び、16款2項5目県費・住宅費補助金の16万9,000円の追加は、住宅改修建替支援事業の申請件数の

増に伴うもの、18款1項4目住宅費寄附金は75万円の追加で、柿崎宮ノ瀬の急傾斜地崩壊対策事業の追加に伴う受益者負担金、21款5項6目保険金受入金は112万7,000円の追加で、議第73号 損害賠償の額を定めることについてに関連し、今回、慰謝料及び通院の交通費分を保険金受入金として受け入れるものであります。

次に、学校教育課関係では13款2項1目児童福祉費負担金は23万3,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり公立保育所運営費負担金の167万5,000円の減額及び、民間保育所運営費負担金の193万2,000円の追加は、平均保育料の変更に伴うもの、地域保育所運営費負担金の49万円の減額は、入所児童数の減によるものであります。

15款1項1目国庫・児童福祉費負担金の383万2,000円の追加及び、16款1項1目県費・児童福祉費負担金191万6,000円の追加は、民間保育所入所児童数の増に伴うものであります。

続いて、6ページをお願いします。

17款2項1目不動産売却収入は709万1,000円の追加で、下田港横枕線街路整備事業に係る下田小学校入り口学校用地の一部を県に売却するもの、21款5項6目下田小学校入口通路移転補償費受入金は1,380万6,000円の追加で、同じく下田港横枕線街路整備事業に係る小学校入り口工作物移転及び、立木の補償費として県より受け入れるものであります。

次に、選挙管理委員会関係では16款3項1目県費・選挙費委託金の1,002万6,000円の減額、19款1項6目稲梓財産区会計繰入金金の249万2,000円の減額及び、同第7目柿崎財産区会計繰入金金の188万7,000円の減額は、それぞれ各選挙事務費の精算に伴うものであります。

続いて8ページをお願いします。

歳出であります。議会事務局関係では1款1項1目1001事業、議会事務は35万円の追加で、議場のいす38脚のレザーの張りかえ等の修繕費80万円及び、今年度予定いたしていました沼田市との議員都市交流事業を沼田市の要望により来年度に順延することとなった45万円の減額であります。

次に、企画財政課関係では2款1項7目0240事業、地域振興事業は補正額はありますが、予算の組み替えで3月31日実施予定の開港記念日記念事業を当初、講師による講演会を予定しておりましたが、より地元の子供たちに記念日の意義を理解していただくために、学童保育の一環として小学校1年生から3年生を対象に町歩きを実施したいというものであります。

2款9項1目0910事業、電算処理総務事務は68万5,000円の追加で、内容は補正内容欄記載のとおり乳幼児医療制度改正に伴うシステム変更委託で37万8,000円の追加、税口座振替領収書の交付を口座単位とする変更委託で37万8,000円の追加、クライアントサーバ・シス

テム機器リース料の確定で7万1,000円の減額であります。

同0920事業、ネットワーク推進事業は50万8,000円の減額で、庁内LAN用パソコン、ソフトウェアの入札差金であります。

12款1項1目予備費は98万9,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

次に、総務課関係では2款1項1目0100事業、総務関係人件費は157万2,000円の追加で、一般事務として税務申告受付補助要員2名分及び市編さん事務補助の臨時賃金であります。同3目0140事業、行政管理総務維持無は25万4,000円の減額で、内訳は補正内容欄記載のとおりコピー用紙等消耗品で30万円の追加、マイクロバス、市長議長共用車リース料の確定に伴う減額で55万4,000円、同6節0142事業、庁舎管理事業は50万円の追加で、原油価格の高騰等による電気、ガス等の単価変動によるものであります。

次に、出納室関係では2款1項10目0320事業、会計管理事務は70万円の減額で、育児休業等による人件費の減であります。

次に、税務課関係では2款2項1目0450事業、税務総務事務は8万3,000円の減額で、育児休業等による人件費の減42万円と、夜間催告等の時間外手当33万7,000円の追加、同2目0470事業、市民税課税事務は21万9,000円の減額で、その内訳は印刷製本費の46万円の追加は平成20年度市県民税納税通知書等の印刷費として、電算処理アウトソーシング67万9,000円の減額は帳票の一括印刷等による不用額、同0471事業、資産税課税事務は10万円の追加で償却資産税申告書郵送料として、同0472事業、市税徴収事務は22万1,000円の追加で口座振替領収済通知はがきの印刷製本費であります。

次に、市民課関係では2款3項1目0500事業、戸籍住民基本台帳事務は37万円の減額で、育児休業等に関する人件費の減額であります。

2款8項1目0860事業、地域防災対策総務事務は42万円の追加で、公用車の行政無線子機取付・取外手数料、8款1項1目5800事業、下田地区消防組合負担事務は151万6,000円の追加で、このたびの人事院勧告に基づく人件費負担金の増であります。

続いて10ページをお願いします。

福祉事務所関係では、3款1項1目1000事業、社会福祉総務事務は30万1,000円の追加で、内訳は乳幼児医療助成の制度改正事務関係で時間外手当2万5,000円の追加及び、原油価格高騰に伴う配属車の燃料費4万8,000円の追加、郵便量22万8,000円の追加は特別弔慰金等に係る今後の所要額であります。

同1002事業、社会福祉法外援護事業は17万9,000円の追加で、行旅死亡人の身元の判明に

より県へ返還するもの、同 2 目1050事業、身体障害者施設入所支援事業の79万1,000円の減額、同1052事業、在宅身体障害者（児）援護事業の67万7,000円の減額、同 3 目1100事業、知的障害者施設入所支援事業の127万8,000円の減額、同1101事業、在宅知的障害者（児）援護事業の240万7,000円の減額は、支援費の 8 月までの額の確定による不用額の減額であります。

同1102事業、心身障害者扶養共済事務は50万円の追加で、歳入受け入れた保険料を負担金として支出するもの、同 4 目1110事業、精神障害者援護事業は15万8,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり医療費の増額見込みによる56万5,000円の追加、その他居宅生活支援費以下の各支援費の減額は支援費の 8 月までの額の確定に伴うもの、3 款 3 項 1 目1451事業、在宅児童援護事業は54万円の減額で、これも支援費の 8 月までの額の確定に伴う減額が主なものであります。

同 7 目1700事業、母子家庭等援護事業は 3 万5,000円の追加で、医療事務取扱件数の増によるもの、3 款 4 項 1 目1750事業、生活保護総務事務は74万9,000円の追加で、平成18年度生活保護費国庫負担金確定に伴う返還金の63万5,000円が主なものでございます。

次に、健康増進課関係では 3 款 2 項 6 目1410事業、指定介護予防支援事業の 8 万6,000円の減額は車両購入の差金が主なもの、3 款 6 項 1 目1850事業、国民年金事務の 3 万円の追加は扶養手当の増によるもの、3 款 7 項 1 目1900事業、国民健康保険会計総務費の46万円の減額は、育児休業等に係る不用額、同1901事業、国民健康保険会計繰出金は147万円の追加で、財政安定化事業繰出金の額が確定したものによるもの、同1902事業、保険基盤安定繰出金は 807万6,000円の追加で、保険基盤安定繰出金の額の確定によるもの、3 款 8 項 1 目1950事業、介護保険会計繰出金は625万円の減額で介護給付費の減に伴うもの、4 款 1 項 4 目2065事業、ドクターヘリポート整備事業は500万円の追加で、下水道終末処理場コンポスト用地の有効活用として緊急ヘリポートを整備するものであります。

4 款 2 項 2 目2200事業、老人保健医療事業は 8 万円の追加で、後期高齢者医療事務に係る時間外手当等、同 3 目2210事業、後期高齢者医療事業の53万5,000円の減額は、後期高齢者医療事務経費の42万円の追加及びパソコン等リース料の入札差金の95万5,000円の減額であります。

続いて12ページをお願いします。

環境対策課関係では 4 款 3 項 1 目2250事業、清掃総務事務は98万円の追加で、粗大ごみ処理経費算出調査委託であります。同 3 目2280事業、ごみ収集事務は79万3,000円の月下区で、

古紙が有価物となったことに伴う不用額であります。

同2281事業、ごみ収集車両管理事業は899万7,000円の追加で、場内用ホイールローダー購入関係で899万7,000円、パッカー車修繕で100万円の追加、消耗品で旧型ホイールローダー用タイヤの不用額その他で100万円の減額であります。

同5目2310事業、焼却炉改良事業は74万円の追加で、焼却炉改良期間中の他町へのごみ持ち込み手数料の追加見込み額であります。

次に、産業振興課関係では5款1項3目3101事業、中山間地域等直接支払事業は16万円の追加で、交付金の額の確定によるもの、同5目3200事業、農用施設維持管理事業は150万3,000円の追加で、農道平瀬線修繕工事の150万円が主なものであります。

同6目3250事業、基幹集落センター管理運営事業は9万5,000円の追加で、2階会議室非常照明バッテリー交換として、5款2項3目3450事業、保健休養林管理事業は23万円の減額で臨時雇賃金の不用額、同5目3560事業、市営治山事業は1,000円の追加で、内訳は平成20年度事業として予定されている中地区市営治山事業の測量業務委託として50万円の追加、一方、上大沢地区市営治山事業は精算による49万9,000円の減額であります。

5款4項3目3800事業、須崎漁港水産基盤整備事業は66万9,000円の追加で、第2岸壁の委託料関連の精算と第1岸壁確定測量及び基盤整備工事への組み替えにより補助事業費を確保するもの、同3801事業、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業は補正額はありますが、車両及びパソコン等のリース料が確定したことによる減額分を消耗品に組み替えることにより補助事業費を確保するというものであります。

同4目3870事業、災害対策緊急海岸整備モデル事業も補正額はありますが、物件移転費補償関係経費の精算減額分を保全工事に組み替え、補助事業費を確保するものであります。

10款1項7目7230事業、単独水産施設災害復旧事業（7月11日災）は57万6,000円の減額で、板戸漁港船揚場しゅんせつ工事の精算不用額であります。

次に、観光交流課関係では6款2項1目4200事業、観光総務事務は6万円の追加で車両燃料費の追加、同3目4350事業、観光施設管理総務事務は150万円の追加で、爪木崎公衆トイレ実施設計委託として100万円及び、白浜中央海水浴場防波堤修繕料で50万円の追加であります。

次に、建設課関係では7款1項1目4500事業、土木総務事務は112万7,000円の追加で、歳入の保険金受入金112万7,000円を事故賠償金として支払うものであります。

7款7項2目5620事業、住宅改修建替支援事業は48万3,000円の追加で、個人住宅耐震診

断業務委託の件数の増による45万円の追加が主なもの、同3目5630事業、急傾斜地対策事業は150万円の追加で、柿崎宮ノ瀬の事業追加に伴うものであります。

続いて、14ページをお願いします。

学校教育課関係では3款3項3目1550事業、公立保育所管理運営事業は103万3,000円の減額で、育児休業に係る人件費の63万円の減及び児童数減に伴う賄材料の不用額40万3,000円の減であります。

同4目1600事業、民間保育所事業は557万4,000円の追加で、入所児童数の増に伴う運営費の増額であります。

9款1項2目6010事業、教育委員会事務局総務事務は19万6,000円の追加で、旅費の9万6,000円及びプリンタートナー等の消耗品10万円であります。

9款2項1目6050事業、小学校管理事業は2,105万円の追加で、下田港横枕線街路整備事業に係る下田小学校入り口通路つけかえ用地購入で1,573万1,000円、同通路新設工事費で516万6,000円、稲生沢小学校合併浄化槽ポンプ修繕等修繕料で53万8,000円が主なものであります。

同2目6090事業、小学校教育振興事業は42万4,000円の減額で、小学校用教育パソコン購入の入札差金、9款3項1目6150事業、中学校管理事業は3万3,000円の減額で、下田東中学校下水道接続に伴う汚泥引き抜き料12万6,000円の減及び、浄化槽保守点検業務委託16万2,000円の減、その他中学校修繕料で25万5,000円の追加は東中フェンス修繕等でございます。

9款7項1目6800事業、学校等給食管理運営事業は99万2,000円の追加で、光熱水費の50万円の追加、各調理場の給食車等の修繕費で40万円の追加が主なものであります。

次に、生涯学習課関係では9款5項5目6550事業、公民館管理運営事業は23万1,000円の追加で、中公民館下水道接続工事費の増額補正でございます。

次に、選挙管理委員会関係では2款4項1目0550事業、選挙管理委員会事務は62万9,000円の減額で、静岡県議会議員選挙の選挙事務時間外手当不用額、同3目0575事業、静岡県議会議員選挙事務の939万7,000円の減額から同7目0579事業、柿崎財産区議会議員選挙の188万7,000円の減額は、それぞれの選挙事務費の精算による不用額でございます。

以上で、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第83号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の55ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明させていただきますので、補正予算の概要の16ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、2款1項1目繰入金は250万円の減額で、同管理会委員選挙が無投票となったことによる財政調整基金繰入金が無くなったことによるもの。

続いて、歳出は3款1項1目8020事業、稲梓財産区一般会計繰出金は249万2,000円の減額で、選挙無投票による不用額、6款1項1目予備費は8,000円の減額で、繰入金精算の不足額を予備費で調整するものであります。

以上で議第83号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第84号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書の67ページをお開きください。

第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要にて後ほど説明させていただきます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、69ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正(変更)は、車両リース料でリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず限度額において事業予定額を1万2,000円減額の31万7,000円の範囲内とし、平成19年度予算計上額を5,000円減額の13万2,000円とするとともに、平成20年度以降支払う金額を7,000円減額の18万5,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、補正予算の概要の18ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8100事業、駅前広場総務事務は5,000円の減額で、車両リース料の確定によるもの、4款1項1目予備費は5,000円の追加で調整額であります。

以上で、議第84号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第85号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

についてご説明いたします。

補正予算書の79ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,995万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の20ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で介護納付金分現年課税分は110万円の追加で調定の増によるもの、8款1項1目1節一般会計繰入金・保険基盤安定繰入金は807万6,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり各税額が確定したことによるもの、同4節一般会計繰入金・財政安定化事業繰入金は147万円の追加で、額の確定によるものであります。

続いて、歳出でございますが、10款1項1目予備費は1,064万6,000円の追加で歳入調整額であります。

以上で、議第85号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第86号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の91ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,695万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,806万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の22ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目国庫・介護給付費負担金・現年度分の1,000万円の減額から8款1項1目介護給付費一般会計繰入金・現年度分の625万円の減額までは、給付費の減に伴うそれぞれルール分の減額、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金は901万円の減額で、給付費の確定に伴う調整額、10款3項5目介護保険過年度収入は304万4,000円の追加で、介護給付費の精算に伴うものであります。

続いて歳出でございますが、2款1項1目9215事業、居宅介護サービス給付事務の7,000

万円の減額、同 3 目9219事業、地域密着型介護サービス給付事務の1,000万円の追加、同 9 目9231事業、居宅介護サービス計画給付事務の1,000万円の減額、2 款 2 項 1 目9245事業、介護予防サービス給付事務の2,000万円の追加は、それぞれ今後の見込みによる計上であります。

7 款 1 項 3 目9397事業、介護保険償還金事務は304万4,000円の追加で、地域支援事業費支援交付金精算に伴う基金への返還金であります。

以上で、議第86号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第87号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

補正予算書の105ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ896万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,868万1,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の24ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、7 款 3 項 1 目雑入は896万7,000円の追加で、下田港横枕線街路整備事業に係る下田小学校入り口の下水道管移設の補償費の受け入れであります。

続いて歳出でございますが、1 款 2 項 1 目8810事業、下水道管渠維持管理事業は896万7,000円の追加で、下田港横枕線街路整備に科学下水管移設の実施設計委託であります。

以上で、議第82号から議第87号までの 6 件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第88号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算書の 1 ページをお開きください。

補正（第 4 号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、支出で落合上水道夜間等管理委託業務の債務負担行為に係る19年度分及び取水場の沈砂池のゲート修

繕の増額補正が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成19年度下田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとし、支出で第1款水道事業費用190万5,000円を追加し6億8,742万6,000円に、その内訳とし、第1項営業費用を200万円追加し5億3,053万円に、第2項営業外費用を9万5,000円減額し、1億4,789万6,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為でございます。予算第5条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものでございます。

事項につきましては、落合浄水場夜間等管理委託業務、期間は平成19年度より24年度まででございます。限度額は事業予算額5,950万円の範囲内で、落合浄水場夜間等管理委託をする旨の契約を平成19年度において締結し、平成19年度予算計上100万円を超える金額については、平成20年度以降において支払うものでございます。

次に、予算に関する説明で2ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、支出として第1款水道事業費用で190万5,000円を追加し6億8,742万6,000円に、第1項営業費用は200万円追加し5億3,053万円に、1目原水及び浄水費の落合浄水場夜間等管理委託と取水場の沈砂池のゲートの修繕でございます。

第2項営業外費用は9万5,000円を減額し1億4,789万6,000円に、2目消費税及び地方消費税9万5,000円の減額は仮払い消費税の増によるものでございます。

4ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計資産計画でございます。受入資金は変わりません。支払い資金は200万円を増額し9億6,306万8,000円に、この結果、資産残高は6,816万9,000円を予定するものでございます。

6ページをお願いします。

債務負担に関する調書でございます。事項は、落合浄水場夜間等管理委託業務、限度額は5,850万円、期間は平成19年度から平成24年度、金額は5,850万円、財源内訳は給水収益でございます。

8ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計予定貸借対照表でございます。補正第3号に、今回の補正

第4号の予定額を増減したもので、8ページの末尾に記載してありますように、資産合計は61億9,578万3,000円となるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は61億9,578万3,000円となり、先の資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

10ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億7,038万8,000円から2の営業費用5億2,176万1,000円を差し引きますと、営業利益は1億4,862万7,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益418万2,000円から営業外費用1億3,897万7,000円を引きますと、マイナス1億3,476万5,000円となり、この結果、経常利益は1,368万2,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は486万3,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単でございますが、議第88号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 議第82号から議第88号までについての当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第82号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） ドクターヘリポートですけれども、これは先ほどの説明でコンポスト用地となっていましたけれども、コンポスト用地というのは、あそこは下水道用地で、この場所は目的外には使用はできないと思うんですが、ここはあくまでも暫定のヘリポートなんですか、時限とか何かで、その辺についてお伺いします。

それから、予算に載っていないことで聞きますけれども、あずさ山の水道が6拡で今年度つながるんですけれども、接続の費用が載っていないんですけれども、それはどうなっているんですか。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 下水道用地のコンポスト用地の件ですけれども、これは暫定用地ということとなっております。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） あずさ山の家の上水の接続費用につきましては、平成20年度で予定しておりまして、ただいまヒアリングを行っているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） たしか6 拓で、つながるようになったらすぐつながるという説明じゃなかったんですか。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 構造的には、単純なものなものですから、工事費とそれから工期もそんなにかからないという想定で、4月早々にかかるような段取りでいきたいということで、20年度の予算計上としております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第82号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託します。
なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第83号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第83号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第84号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第84号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第85号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第86号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第86号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第87号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第87号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第88号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第88号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日12日から14日までは各常任委員会の審査をお願いし、17日本会議を午前10時開催いたしますので、ご参集のほどよろしくご願ひいたします。

なお、15、16日は休会といたします。

この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 3時23分散会